

令和7年(モ)第2385号 保全開示命令の申立て事件(基本事件・令和7年(ワ)
第11147号 共通義務確認請求事件)

決 定

東京都千代田区六番町15番地

申立人(基本事件原告)

特定非営利活動法人消費者機構日本

同 代 表 者 理 事

菅 波 睦 子

同 代 理 人 弁 護 士

宮 城 朗

同

本 間 紀 子

同

中 川 素 充

同

高 木 篤 夫

同

花 垣 存 彦

東京都渋谷区南平台町13番15号

相手方(基本事件被告)

株式会社アカデミー・エンターテインメント

同代表者代表取締役

柿 崎 裕 治

同 代 理 人 弁 護 士

村 田 雅 夫

同

木 村 佳 生

主 文

相手方は、申立人に対し、別紙文書目録記載の文書を、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律31条2項に規定する方法により、開示せよ。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特

例に関する法律所定の特定適格消費者団体である申立人が、芸能人養成スクールを運営する相手方との間で同スクールの受講契約を締結し、その後、同スクールから退学し又は除籍処分を受けたことによって同契約を解除し又は解除された消費者に対し、相手方において、同契約の締結時に受領した入学時諸費用の一部を返還すべき不当利得返還義務(共通義務)を負うところ、申立人から当該消費者に対する自主的な返金を求められたのに、これを拒否したこと等に鑑みると、同法31条1項所定の文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があると主張して、同法9条1項に基づき、同文書の保全開示命令を申し立てた事案である。

2 本件申立ての理由等

本件申立ての理由等は、添付の保全開示命令申立書及び意見書のとおりであり、これに対する相手方の反論等は、添付の保全開示命令申立てに対する意見書及び保全開示命令申立てに対する意見書2のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

以下の各事実は、掲記各疎明資料(証拠)及び審尋の全趣旨により疎明される。

(1) 当事者

ア 申立人

申立人は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」という。)2条10号に規定する特定適格消費者団体である。(甲1。令和4年6月1日法律第59号附則3条5項参照)。

イ 相手方

相手方は、各種興行及び芸能人の出演斡旋、催物の企画、芸能タレント養成所の経営等を目的とする株式会社であり、いずれも芸能プロダクショ

ンである株式会社エー・ライツ(以下「エー・ライツ」という。)、株式会社エー・プラス及び株式会社エー・チームとともに、エーチームグループを構成している(甲2、5(1頁))。

(2) 相手方が運営する芸能人養成スクール

ア 相手方は、次世代の俳優や歌手、タレントを育成するため、俳優、歌手、声優等芸能活動に従事する者及び従事することを目指している者を対象に、その理論や実技を指導し、芸能活動に必要とされる人材を育成すること(令和6年6月以降、その目的の一部が改正されている(甲3の4、5。))を目的として、本校所在地を川崎市高津区とする、「エーチームアカデミー」(ただし、後記(3)の本件学則上は「株式会社エーチームアカデミー」である。)と称する学校(以下「本件スクール」という。)を運営している(甲3の1～3(1条～3条)、甲5(2頁))。

イ 本件スクールの校舎は、令和3年1月当時、本校のほか、渋谷校、大阪校、福岡校及び札幌校があった(甲5(3頁))。また、本件スクールの課程は全日制で、令和6年5月まで普通科とスペシャルステージコースがあったが、普通科には俳優コース、歌手コース、声優コース、マルチタレントコース及びユーチューバーコース(ただし、平成24年4月当時にはない。)があった(甲3の1～3(4条)、8)。

ウ 本件スクールは、入学者の定員はなく、随時受講生を入学させており、また、受講生に対しては、その入学に際して受講について説明するオリエンテーションを実施している。同オリエンテーションは、令和3年1月当時、本校だけでも1か月に6回程度以上の頻度で実施されていた。(甲5(23、24、40～42頁))

(3) 本件スクールの運営の状況

本件スクールについては、以下の内容を含む「エーチームアカデミー学則」(以下「本件学則」という。)が定められており(甲3の1～5)、平成2

8年頃から令和6年5月まで、同スクールは、同学則(甲3の1～3)に従って、運営されていた。

ア 修業年限等

修業年限は1年、就学期間は入学日から1年間である(甲3の1～3(本件学則6条、7条))。

イ 入学資格

本件スクールへの入学資格は、満12歳以上の男女であること、及び同スクールが認定したプロダクションの推薦を受けた者等であることであり、同スクールが認定する(甲3の1～3(本件学則14条、15条1項)、乙7(1頁))。

ウ 入学手続

本件スクールから入学資格を認定され、相手方と受講契約を締結し、本件スクールに入学しようとする者は、同スクール(相手方)に対し、指定日までに、同スクール指定の入学手続書類を提出するとともに、入学時諸費用38万円(消費税別)及び1か月分の月謝3万円(消費税別)を支払わなければならない。本件スクールは、上記の入学手続書類の提出並びに入学時諸費用及び月謝の支払をもって入学を許可し、指定日までにこれらの支払がない場合には、入学資格を取り消すときがある。(甲3の1～3(本件学則15条1項～3項、21条1項、2項、22条1項))

エ 入学時諸費用の返金

(7) 平成28年10月1日から令和3年3月31日まで

オリエンテーション実施日以後に退学し又は除籍処分を受けた受講生に対しては、前記ウの入学時諸費用を返金しない(甲3の1、2(本件学則17条3項、18条2項、21条3項))。

なお、別紙対象消費者目録記載1の消費者は、上記規定が適用される者である。

(4) 令和3年4月1日から令和6年5月31日まで

オリエンテーション実施日から起算して8日を経過した日以後に退学し又は除籍処分を受けた受講生に対しては、前記ウの入学時諸費用を返金しない(甲3の3(本件学則17条3項、18条2項、21条3項、附則))。

なお、別紙対象消費者目録記載2の消費者は、上記規定が適用される者である。

(4) 本件スクールへの入学者等

本件スクールに随時入学してくる受講生は、個人であり、高校生、大学生、社会人もいれば、芸能活動の経験者もその経験の全くない素人もいたといった千差万別の状況である。本件スクールへの入学者数は、年によって異なるが、毎年約1500人ないし約2000人程度であり、令和元年度の入学者数は1983人であった。本件スクールの入学者(受講生)は、そのほとんどが、芸能プロダクションであるエー・ライツが随時又は毎週行っているオーディションに合格し、同社と新たにタレント所属契約(マネジメント契約)を締結するとともに、同社から基本的な技能の習得が必要であるとして推薦を受けたという経緯で入学した者であった。(甲5(1、3、5~9、11、13、19~21、26、27、36、39頁)、7、乙7(1、2頁))

本件スクールの入学者(受講生)のうち、1年間の就学期間(修業年限)を修了する者は、全入学者(受講生)の半数程度である。また、本件スクールの入学前、在学中又は卒業後に、自らの名を示して俳優等の芸能活動に従事することができる者は、一部の受講生に限られているという状況にある。(甲5(27、28、31頁))

(5) 別訴の提起等

申立人は、相手方に対し、平成30年、前記(3)エの退学等の際に入学時諸費用を返金しないとする本件学則の不返還条項が、消費者契約法9条1項1

号に該当すると主張して、同法12条3項に基づき、退学等の際に入学時諸費用を返金しないとの意思表示の差止め等を求めて、東京地方裁判所に訴えを提起した(同裁判所平成30年(ワ)第15327号)。同事件の控訴審(令和3年(ネ)第3189号)である東京高等裁判所は、令和5年4月18日、相手方との間で本件スクールの受講契約を締結する者の大半の者が消費者であると認められる(甲4の2(20頁)、甲4の1(21~23頁))とした上で、上記不返還条項が損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであって、そのうち入学時諸費用38万円につき7万円を超える部分を返金しないとする部分について、同契約の解除に伴って相手方に生ずべき平均的な損害の額を超えるものというべきである(甲4の2(21~34頁))から、同法9条1項1号の規定により無効であると判断して、相手方に対し、退学等の際に入学時諸費用を7万円を超えて返金しないとの意思表示を行ってはいらない旨等を命じる判決(以下「別件判決」という。)をした(同判決は、令和6年3月15日の上告棄却及び上告不受理の最高裁判所の決定(最高裁令和5年(オ)第1272号、同年(受)第1595号、第1596号)により確定した。)(甲4の1~3)

(6) 申立人による入学時諸費用の返金の申入れ等

申立人は、相手方に対し、別件判決の確定後である令和6年4月3日頃、これまで入学時諸費用を返金しなかった本件スクールの途中退学者等に対し、別件判決で示された7万円との差額を自主的に返金するように申し入れたが、相手方は、同年5月2日頃、途中退学者等により相手方が被った損害の評価は時期ごとに異なり、当該返金の要否及び金額等については個別性が高く、千差万別であるため、一律に全額を返金することが困難であり、また、相手方の財政状況に照らしても、そのような返金が現実的に不可能であるとして、これを拒否した(甲6の1、2)。

2 共通義務(被保全権利)が存することについて

(1) 前記1の認定事実(以下「認定事実」という。)(4)のとおり、本件スクールへの入学者数は毎年約1500人ないし約2000人程度、令和元年度の入学者数は1983人であったところ、本件スクールの入学者(受講生)は、そのほとんどが、芸能プロダクションであるエー・ライツとタレント所属契約(マネジメント契約)を締結した者であると認められる。

しかし、本件スクールの入学者(受講生)のほとんどがエー・ライツとタレント所属契約を締結した者であるとしても、認定事実(4)のとおり、当該者は、エー・ライツが随時又は毎週行っているオーディションに合格し、同社と新たに当該契約を締結したという者にすぎず、同社から基本的な技能の習得が必要であるとして推薦を受けたという経緯で入学した者であったと認められるから、千差万別であるとしても、その大半は、ごくわずかな芸能活動の経験しか有しない者又は全く同活動の経験を有しない者であると推認される。また、年間約1500人ないし約2000人程度の本件スクールの入学者(受講生)のうち1年間の就学期間(修業年限)を修了する者が、半数程度にとどまり、さらに、本件スクールの入学前、在学中又は卒業後に、自らの名を示して俳優等の芸能活動に従事することができる者が、一部の受講生に限られているという状況にあると認められることは、認定事実(4)のとおりである。そうすると、本件スクールの入学者(受講生)は、事業と評価することができる程度の芸能活動を行っている一部の入学者(受講生)を除くと、その入学前、在学中及び卒業後を通じて、事業と評価することができる程度の芸能活動を行っていない者であるから、当該者と相手方との間で締結される本件スクールの受講契約は、当該者のほとんどがエー・ライツとタレント所属契約を締結しており、当該者がそれに沿った意欲、希望を有しているであろうと推認されるとしても、芸能活動が反復継続して行われるということを前提として、社会通念上「事業」とみられる程度の社会的地位に基づいて締結されるものではなく、消費者たる個人の地位に基づいて締結され

るものとみることが相当である。したがって、本件スクールの入学者(受講生)のうち、事業と評価することができる程度の芸能活動を行っている一部の入学者(受講生)を除く、その他の者は、特例法2条1号に規定する消費者、かつ、消費者契約法2条1項に規定する消費者(そのうち認定事実(3)エの規定の適用を受ける者が別紙対象消費者目録記載1及び2の各消費者(以下「本件対象消費者」という。))となる。)であり、当該者と事業者である相手方との間で締結される本件スクールの受講契約は、同条3項に規定する消費者契約であると認められる。

(2) 次に、認定事実(3)住書及びエのとおり、本件学則には、平成28年10月1日から令和3年3月31日まで、オリエンテーション実施日以後に退学し又は除籍処分を受けた受講生(前記(1)で示したとおり、そのうち事業と評価することができる程度の芸能活動を行っている一部の者を除く者は、消費者である。)に対しては、入学時諸費用を返金しないとの規定が、同年4月1日から令和6年5月31日まで、オリエンテーション実施日から起算して8日を経過した日以後に退学し又は除籍処分を受けた受講生(同)に対しては、入学時諸費用を返金しないとの規定がそれぞれ存在し、各規定に従って本件スクールが運営されていたことが認められる。

そして、本件スクールの入学時諸費用について、同スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員であると認めることはできず、入学時諸費用の中には、本来であれば、同スクールの受講契約が解除された場合に相手方が受講生に対して返還すべき部分が存在するということができるから、結局、上記各規定は、同契約が解除された場合に相手方が受講生に対して返還すべき部分に相当する額の金員を相手方が取得することを定めた合意であり、相手方が破る可能性のある有形、無形の損失又は不利益等を回避、填補する目的、意義を有するものということができるから、同契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有するものと

認めるのが相当である。

そして、当事者の本件における主張及び説明の状況や、認定事実(5)の別件判決の内容をみても、上記契約の解除に伴う平均的損害額が38万円に至るとは考え難いから、本件対象消費者との間の上記合意のうち、当該平均的損害額を超える部分は、消費者契約法9条1項1号の規定により無効である。したがって、相手方は、同契約を締結し、入学時諸費用を支払った本件スクールへの入学者(受講生)たる消費者(本件対象消費者)に対し、同平均的損害額を超える部分について不当利得返還義務を負うと認めることができる。

(3) 前記(1)及び(2)で示したところによれば、平成28年10月1日から令和6年5月31日までの間に、相手方との間で本件スクールの受講契約を締結し、入学時諸費用を支払った上、同期間の間に同スクールのオリエンテーションが実施され、その実施日以後1年間の就学期間の修了前に退学し又は除籍処分を受けた者のうち、特例法2条1号及び消費者契約法2条1項に規定する消費者(本件対象消費者)に対し、相手方において、当該消費者に共通する事実上の原因及び法律上の原因に基づき(共通性の要件)、入学時諸費用のうち、本件スクールの受講契約の解除に伴う平均的損害額を超える部分に相当する額を返還すべき不当利得返還義務(共通義務)を負うことについて、疎明がされたといえる。

そして、認定事実(4)のとおり、本件スクールへの入学者数は毎年約1500人から約2000人程度にのぼるものであり、また、その入学者(受講生)の大半はごくわずかな芸能活動の経験しか有しない者又は全く同活動の経験を有しない者であると推認されることは、前記(1)で示したとおりであるから、本件対象消費者の数が相当多数に及ぶこと(多数性の要件)についても、疎明がされたといえる。

なお、相手方は、本件スクールの入学者(受講生)に相当多数の事業者が含まれると主張し、本件対象消費者の数が相当多数に及ぶことを否認し又は

争う趣旨であるとも解されるが、上記で示したとおり、同主張を採用することはできない。

また、相手方は、本件スクールの入学者(受講生)に相当多数の事業者が含まれるから、本件訴えが支配性の要件(特例法3条4項)を欠くとも主張するが、同法9条1項1号は、疎明の対象として、同法2条4号が規定する共通義務が存することと規定しており、これは、いわゆる支配性の要件(同法3条4項)を疎明事由から除外する趣旨であると解されるから、同主張を採用することはできない。

(4) よって、相手方が相当多数の本件対象消費者に対して共通する事実上及び法律上の原因に基づく金銭を支払う義務(共通義務)を負うこと(特例法9条1項1号)について、疎明がされたといえることができる。

3 あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があること(保全の必要性)について

認定事実(6)のとおり、申立人が別件判決の確定後、入学時諸費用38万円につき7万円を超える部分を本件スクールの途中退学者等に自主的に返金することを相手方に申し入れたところ、相手方は、返金の要否及び金額等については個別性が高いため、一律に全額を返金することは困難であり、また、相手方の財政状況に照らすと、返金は現実的に不可能であることを理由として、これを拒否したことが認められ、このような相手方の対応に加えて、相手方又は本件スクールにおける文書の保存期間が定かでないことや、別紙文書目録記載の各文書(以下「本件文書」という。)が途中退学者等の多様な個人情報を含んでいると考えられ、もはや途中退学者等との間に契約関係を有しない相手方において、その維持・管理に一定の負担を生じさせるものであることをも踏まえると、相手方が本件文書を廃棄等するおそれが相当程度認められるから、あらかじめ本件文書の開示がされなければその開示が困難となること(特例法9条1項2号)について、疎明がされたといえることができる。相手方が認定事実(5)の

訴訟の係属中又は別件判決後に本件学則を改定する(甲3の3~5)などの一定の対応をしていることや、別件判決の確定から本件の申立てまで1年半近くが経過していることといった事情は、同判断を左右するものではない。

4 小括

したがって、被保全権利及び保全の必要性について疎明がされたといえるから、本件対象消費者の氏名及び住所又は連絡先が記載された文書(特例法31条1項に規定する文書)の開示を命ずることができる(同法9条1項)。

そして、本件文書は、特例法31条1項及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則4条所定の文書であると認められ、相手方がこれを保有していないことを窺わせる事情は特段見当たらないから、相手方に対し、本件文書の開示を命ずることとする。

第3 結論

以上によれば、本件申立ては理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり決定する。

令和8年6月18日

東京地方裁判所民事第4部

裁判長裁判官

松 本



裁判官

大 谷 恵



裁判官

篠 原 優



(別紙)

文 書 目 録

別紙対象消費者目録記載の者(以下「対象消費者」という。)の氏名及び住所又は連絡先(電話番号、電子メールアドレス(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則4条2号、3条の2第1号)その他の電子メール等(同号)によりその対象消費者に連絡をする際に必要となる情報、ファクシミリの番号に限る。)が記載された、相手方が所持する以下の文書(電磁的記録を含む。)

- 1 対象消費者が、相手方が運営する芸能人養成スクール(エーチーム・アカデミー)への入学に際し、提出した「受付表」
- 2 対象消費者が前記1のスクールへの入学に際して提出した「プロフィール表」
- 3 受講生管理簿又はこれに類する文書

以上

(別紙)

対 象 消 費 者 日 録

- 1 平成28年10月1日から令和3年3月31日までの間に、相手方との間で、
相手方が運営する芸能人養成スクール（エーチーム・アカデミー）の受講契約を
締結し、当該契約に基づき相手方に入学時諸費用を支払った上、同日までの間に
同スクールのオリエンテーションが実施され、その実施日以後、同スクールの就
学期間の修了前に同契約を解除し又は解除された消費者
- 2 令和2年4月1日から令和6年5月31日までの間に、相手方との間で、前記
1のスクールの受講契約を締結し、当該契約に基づき相手方に入学時諸費用を支
払った上、令和3年4月1日以降に同スクールのオリエンテーションが実施され、
その実施日から起算して8日を経過した日以後、同スクールの就学期間の修了前
に同契約を解除し又は解除された消費者

以上

令和7年（ワ）第11147号 共通義務確認請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被 告 株式会社アカデミー・エンターテインメント

保全開示命令申立書

令和7年8月15日

東京地方裁判所 民事第4部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士	宮 城 朗
同 弁護士	本 間 紀 子
同 弁護士	中 川 素 充
同 弁護士	高 木 篤 夫
同 弁護士	花 垣 存 彦

第1 申立の趣旨

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に關する法律第9条に基づき、別紙文書目録記載の文書の開示命令を求める。

第2 申立の理由

1 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に關する法律第2条第4号に規定する義務が存在すること

(1) 入学時諸費用と学則の定め

エーチーム・オーディションを受け、合格した消費者の一部は、本件学校での受講に誘導されていた。

そして、被告と受講契約を締結すると、指定日までに、入学時諸費用として38万円（消費税を含まない。）及び1か月分の月謝として3万円を支払う

ことになっていた。本件学校は、入学手続書類の提出並びに入学時諸費用及び1か月分の月謝の支払をもって、入学資格者の入学を許可していた。

入学時諸費用については、本件学校の「エーチーム・アカデミー学則」（以下「本件学則」という。）において、次のとおり定められている。（以下「本件不返還条項」という。別紙「学則の変遷」参照。甲3の1～5）。

ア 令和3年3月31日まで

- ① 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」（第17条第3項）
- ② 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）
- ③ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）

イ 令和3年4月1日から令和6年5月31日まで

- ① 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」（第17条第3項）
- ② 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）
- ③ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した日以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）

(2) 受講契約の締結と入学時諸費用の支払

別紙対象消費者目録記載1の対象消費者は、平成28年10月1日（特例法施行日）から令和3年3月31日（学則改訂（甲3の3）の施行日の前日）までの間に、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者は、令和2年4月1日（学則改訂（甲3の3）の施行日より就学期間の1年を超えない日）から令和6年5月31日（学則改訂（甲3の4）の施行日の前日）までの間に、被

告との間で、本件学校における受講契約（以下「本件受講契約」という。）を締結し、入学時諸費用38万円を支払って、入学を許可された。

(3) 受講契約の解除

別紙対象消費者目録記載1の対象消費者は、令和3年3月31日（学則改訂（甲3の3）の施行日の前日）までの間にオリエンテーションが実施され、その実施日以降、1年の就学期間の修了前に、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者は、令和3年4月1日（学則改訂（甲3の3）の施行日）以降オリエンテーションが実施され、その実施日から起算して8日を経過した以後、1年の就学期間の修了前に、それぞれ本件学校を退学し又は除籍処分を受け、これにより、本件受講契約が解除された。

ところが、被告は、本件不返還条項に基づき、対象消費者に対し、入学時諸費用を返還しなかった。

(4) 本件不返還条項の消費者契約法9条による一部無効

ア 入学時諸費用の性質

オリエンテーション実施日（当日を含む）後ないしオリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した日以後の退学等の場合に、受講生に入学時諸費用の返金を行わない旨の本件不返還条項は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号（令和5年6月1日施行の消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正以降は同法第9条第1項第1号）に違反する不当条項と解されるので、平均的損害の額を超える部分については無効である。

なお、入学時諸費用は、本件学校に入学しうる地位を取得するための対価とみることはできない。なぜなら、本件学校は、修業年限や人的物的設備の充足等について法令上の規制がなく、所轄官庁の監督を受けることも

ないので、大学と同列に論じることはできないし、一般に、芸能活動を行おうとする者にとって本件学校のような芸能人養成学校に入学することが必須ではなく、本件学校に入学しうる地位を維持しつつ、他の芸能人養成学校を併願するなどという事情はないからである（甲4の2 p 21～22 参照）。

イ 平均的損害の額

消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」とは、当該事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものである。

そして、本件において、「平均的な損害の額」は、既に確定した令和5年4月18日東京高裁判決（甲4の2 p 24～34）のとおり、7万円を超えるものではない。

その内訳は以下のとおりである。

- ① カートエンターテイメントに対する業務委託費用 1万5000円
- ② 劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用 2万円
- ③ 宣材写真撮影委託費用 2516円
- ④ 教材費 595円
- ⑤ 入学に伴う人件費 2万4556円

(5) 不当利得返還義務

よって、被告は、別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者に対し、入学時諸費用38万円から平均的損害7万円を控除した31万円を返還する義務を負う。

2 あらかじめ開示されなければその開示が困難となる事情があること

(1) これまでの被告の態度

原告は、差止請求訴訟の最高裁決定（甲4の3）により高裁判決（甲4の2）が確定した後、被告に対して退学した受講生への自主的な返金を申し入れた（甲6の1）。しかし、被告は、原告に対し、「財政面に照らしても現実的に不可能」などと主張して返金しない旨の回答をし（甲6の2）、自主的な返金を行わなかった。

また、消費生活センターにも、受講生であった消費者から被告が返金しない旨の相談が寄せられている。

判決が確定しているにもかかわらず、被告が、このような不誠実で責任回避的な態度に出ていることからすれば、別紙文書目録記載の文書については、あらかじめ開示されなければ、被告がこれを廃棄してしまうおそれ大きい。

(2) 個人情報等を長期間保有しない可能性

被告において、受講生の修業年限は1年間とされている（甲3の5・第6条）。

したがって、受講生の個人情報については、入学から1年を経過した後、個人情報保護等の要請から、それほど長期間、保管されず、順次廃棄される可能性がある。

そこで、少なくとも現在、被告において保管されている、対象消費者の個人情報に記載されている別紙文書目録記載の文書については、あらかじめ開示されなければ、廃棄されてしまう可能性がある。

(3) 小括

本件対象消費者は訴状記載のとおり数千名に上る見通しであるところ、共通義務確認訴訟の勝訴判決確定または和解によって対象消費者に簡易確定手続への参加を求める段階になっても、不特定多数の対象消費者に対して直接の通知連絡を行わなければその情報が行き届かず、それら対象消費者らの権利行使の機会が失われる懸念があるため、別紙文書目録記載の文書の開示が不可欠であるところ、上記のとおり、別紙文書目録記載の文書については、

あらかじめ開示されなければその開示が困難となる事情があるというべきである。

以上

学則の変遷

	平成24年4月改訂 (甲3の1)	平成30年12月改訂 (甲3の2)	令和3年3月改訂 (甲3の3)	令和6年6月改訂 (甲3の4)
施行日		平成30年12月25日	令和3年4月1日	令和6年6月1日
17条3項	退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。			退学の際、すでに納入している入学金及び諸費用のうち、入学金は返金せず、諸費用は返還するものとする。ただし、諸費用のうち、退学中請時においてすでに実施済みの費用は除くものとする（詳細は、入学手続き資料に別途定める）。なお、本項に関わらず、オリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日以内の退学申請については第21条4項の定めによるものとする。
18条2項	除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。			
21条3項	オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金しない。	オリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した日以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金しない。	オリエンテーション実施日前の入学取消申請については、所定の書面提出により入学金及び諸費用を返金する。但し、入学取消事務手数料（仮込み）として金11,000円を差し引いた金額とする。	
21条4項				オリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日以内の退学申請については、前項を適用する。但し、施設利用料を除く諸費用のうち、退学中請時においてすでに実施済みの諸費用は返金対象から除くものとする。

(別紙)

文書目録

- 1 対象消費者が入学に際し提出した「受付表」
- 2 対象消費者が入学に際し提出した「プロフィール表」
- 3 対象消費者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報が記載されている受講生管理簿ないしこれに類する文書（電磁的記録を含む。）

(別紙)

対象消費者目録

- 1 平成28年10月1日から令和3年3月31日までの間に、被告との間で、本件学校の受講契約を締結し、当該契約に基づく入学時諸費用の支払いをし、令和3年3月31日までの間にオリエンテーションが実施され、その実施日以降、就学期間の修了前に受講契約の解除がされた者
- 2 令和2年4月1日から令和6年5月31日までの間に、被告との間で、本件学校の受講契約を締結し、当該契約に基づく入学時諸費用の支払いをし、令和3年4月1日以降オリエンテーションが実施され、その実施日から起算して8日を経過した日以後、就学期間の修了前に受講契約の解除がされた者

令和7年（モ）第2385号 保全開示命令申立事件
（本案）令和7年（ワ）第11147号 共通義務確認請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 株式会社アカデミー・エンターテインメント

意見書

令和7年11月20日

東京地方裁判所 民事第4部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士	宮 城 朋
同 弁護士	本 間 紀 子
同 弁護士	中 川 素 充
同 弁護士	高 木 篤 夫
同 弁護士	花 垣 存 彦

原告は、令和7年8月29日付け被告「保全開示命令申立てに対する意見書」の「第2 意見の理由」に対し、以下のとおり反論する。

第1 「1 被保全権利が認められない」について

1 「(1) 意見の要旨」について

原告は、対象消費者目録の中に「事業者」を含んでおらず、被告の主張は失当である。

2 「(2) 『消費者』の定義について」

消費者裁判手続特例法が定める「消費者」は、「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）」と定義されており、消費者契約法における「消費者」が、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」とは異なる定義をされている。

く。）」とは異なる定義をされている。

ただし、被告の引用する山本教授の解説のとおり、同義であると考えるのが一般的であり、基本的には、消費者契約法における「消費者」についての議論が、消費者裁判手続特例法における「消費者」の議論にも当てはまるといえる。

とはいえ、「本件受講者も、ある期間継続する意図をもって行ったのであれば、1回でも芸能の活動を行った者は事業者であるし、その活動が無料又は低額の報酬によるエキストラであっても事業者であることに変わりはない」などとする被告の主張は失当である。この点について、第2において詳述する。

3 「(3) 『消費者』であることの立証責任は原告が負う」について

一般的に、法において、適用対象と適用除外それぞれには、異なる理由が与えられる。適用対象は効果発生要件として「効果発生理由付け」として位置づけられるが、適用除外は、「効果発生理由付け」たる多様な要件が示す「理由付け」を「否定する可能性が高い事実」として位置づけられよう。これにより、法規定の正当性が保障されることとなる。したがって、ある事実を適用対象として規定するか適用除外として規定するかは極めて重要な問題である。また、立証責任についても適用対象となる事実と適用除外となる事実とは異なる当事者が負担することになる。

消費者契約法2条は、「消費者」を「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」と定義している。つまり、一定の保護理由ないしは問題発生可能性の高い事実として示すことができたのは「個人」性のみで、括弧内は特商法等と同様に、問題が生じる可能性を相当低くする事実でありそのため「適用除外規定」として位置づけるべきものである。また、括弧内は文言上も特商法と似通っている。その実質的内容も「取引経験の蓄積—問題発生の可能性を低くする」ものとして両方の適用除外の理由は共通している（以上について、鹿野榮穂子ほか編『長尾治助先生追悼論文集 消費者法

と民法』所収の谷本圭子『消費者概念の法的意義』（甲12）54頁参照。

以上のとおり、消費者契約法においては、消費者側で「個人」であることを立証すれば、事業者側で、「事業のために契約の当事者となる場合」であることを立証しなければならないというべきであり、本件においては、受講生が個人であることは明らかであるので、被告が「事業のために契約の当事者となる場合」であることを立証しなければならない（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタル消費者契約法〔第3版〕』（甲13）41頁、後藤巻則＝齊藤雅弘＝池本誠司『条解消費者三法〔第3版〕』（甲14）29頁〔後藤〕も同様である）。

東京高裁判平成16年5月26日判決（判タ1153号275頁）も、個人が事業として又は事業のために契約当事者となったことの主張立証責任を法の不適用を主張する事業者が負うことを前提としている。

消費者裁判手続特例法においても、同様の考え方が妥当なのであり、消費者側で「個人」であることを立証すれば、事業者側で、「事業を行う場合におけるもの」であることを立証しなければならない。

差止訴訟の地裁判決で示されたとおり（甲4の1p21）本件スクールに入学する受講生は、被告との間で本件受講契約を締結する者であるところ、本件受講契約の内容等に鑑みれば、受講生が個人であることは明らかである。したがって、被告において、「事業を行う場合におけるもの」であることを立証しなければならない。受講生らは、エー・ライツとの間のマネジメント契約（甲7）上、同社以外からの仕事を受けることを禁じられているのであるから（第2条）、被告はグループ会社であるエー・ライツから当該対象消費者が「事業」を行ったかどうかの資料の提供を受けて立証することは容易である。

4 「(4)『対象消費者』目録記載の者に『消費者』ではない『事業者』が相当多数含まれている」について

(1) 「①『事業者』の具体例」について

被告の挙げる5名が被告に在籍していたとする点は不知。5名が「事業」を行っていたとする点は争う。

被告はわずか5名の例を挙げて「『事業者』が相当多数含まれている」などと主張するが、対象消費者は、訴状で述べたとおり、概算で約5750人にと上ると考えられ、「相当多数」などということは到底できない。

また、被告は、上記5名の入学前の経歴を挙げるが、芸能プロダクションに所属する労働者（従業員）として芸能活動を行っていたのであれば、同5名は、芸能プロダクションの業務に従事する者であり、「事業者」そのものではない。

(2) 「② 本件受講者の性質上、相当多数の事業者が含まれることは当然かつ自然の成り行きである」について

被告は、株式会社エー・ライツが運営する芸能プロダクションに所属し、芸能活動を行っていることや本件スクールの実績等をもって、受講生が「事業者」であると主張するようであるが、失当である。

この点については、第2において詳述する。

(3) 「③ 差止め請求訴訟において指摘した『事業者』の具体例（参考）」について

被告も認めるとおり、被告の挙げる受講生は、対象消費者目録には含まれないので、本件と関係がない。

5 「(5)『対象消費者』目録記載の者に相当多数の事業者が含まれていることは差止請求訴訟における判決においても何ら否定されない」について

確かに、差止め請求訴訟における判決が、受講生全員が消費者であると判断したものではないが、一部に事業者が含まれると認定したものでもない。被告が「残りの『大半』近い相当多数の者が事業者であることは何ら否定されていない」という主張は、判決の言う「大半」の趣旨を敢えて曲解したこじつけの理屈である。

6 「(6) 原告も『対象消費者』目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることを認識していることを十分認識している」について

原告は、趣旨を明確にするため、令和7年10月31日付訂正申立書において、対象消費者目録を修正した。そもそも共通義務確認請求訴訟において、「対象消費者」に事業者が含まれることはあり得ない、そもそも表題が「対象消費者目録」なのであるから、原告が当初より「対象消費者目録」記載の「者」は「消費者」を意味していたことは明白である。

対象消費者目録の記載を指摘して、「原告が『対象消費者』目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることを認識している」などとする被告の主張は、失当である。

7 「(7) 本件申立ては特例法に照らして認められない」について

被告は、「対象消費者目録記載の者が全て消費者であることについて、原告は何ら立証できていない」と主張するが、上記のとおり、対象消費者目録記載の者は全て消費者であるので、被告の主張は失当である。

8 「(8) 共通義務も明らかに欠ける」について

上記のとおり、「対象消費者目録記載の者に相当多数の『事業者』を含む」とはないのであって、その点を根拠として共通性の要件が認められないとする被告の主張は失当である。

9 「(9) 小括」について

争う。

第2 受講生には「事業者」は含まれないこと

1 受講生が「芸能活動」を行ったとしても、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度のものではないこと

消費者契約法における「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるとされる。また、消費者契約法で取り扱う消費者契約の適用範囲を決めるに当たっては、契約の締結、取引に関する「情報・交

渉力の格差」を念頭に置きつつ「消費者」の範囲を決める必要があるとされる（消費者庁『消費者契約法・逐条解説（令和5年9月）』（消費者庁ウェブサイト）掲載）6頁、7頁参照）。

したがって、消費者契約法において、「事業のために」に該当するか否かは、継続的な業務提供の実施があるか、両当事者間の情報・交渉力に格差があるかなどの生活上の地位の実態を総合的に判断する必要がある（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『コンメンタル消費者契約法〔第3版〕』（甲13）35頁参照）。「事業」の要件として、社会通念上、事業と観念されることが要求されており、換言すれば、社会通念上、事業とはいえないものは当然除外されるとされている（落合誠一『消費者契約法』（甲15）56頁、200頁）。

消費者裁判手続特例法における「事業を行う場合」も同様である。

(1) 一定の目的をもって反復継続的になされる行為の内容について（継続的な業務提供の実施がないこと）

本件において、P I O - N E T 情報によると、受講生は、エー・ライツとの間でマネジメント契約を締結しているものの、在学中、実際に、エー・ライツから与えられる仕事は、ほとんどが本件スクールの授業が活かされることもないようなエキストラなどであって、本来の俳優・歌手・声優等の仕事はほとんどない（甲9No.9、10、11、16、18、27、38、46、55、57）。

被告の取締役である森川義信（以下、「森川証人」という。）は、受講生一人一人に専属マネージャーが付くこともなく、受講生全員エンドロールに名前が載るような本格的な俳優の仕事に就くことは難しく、大半は下積みであることを認めた（甲5p30～31）。

そして、オーディションに合格したばかりの2000人に及ぶ受講生が現に行い又は行うであろう被告の言う「芸能活動」の具体的な内容は、森川証人によっても明らかにならなかった。すなわち、森川証人は、①エー・ライツ

から定期的に所属タレントにオーディションの募集情報を通知されるかどうかについては、エー・ライツのことなどではっきり分からないし、その頻度も分からない、エー・ライツの営業次第である(甲5p28)、②エー・ライツからの募集には、エンドロールに名前が載らないものもあり、他方、エンドロールに名前が載るような仕事の頻度も、年間の件数も不明である(甲5p29~30)、③エー・ライツからの仕事の紹介について被告は関与していない(甲5p31)、④主尋問で述べたような受講生の仕事の内容について、森川証人は受講生から聞いたと述べたが、役員である森川証人自身が受講生と接する機会は少なく、ごくたまに行われる学内イベントにおいて受講生と話をする際に聞いたに過ぎない(甲5p42~43)、⑤被告としては、受講生が所属芸能プロダクションとの間で具体的にどのような仕事をしているのかについてシステムとして把握する体制は取っていない(甲5p43)等と回答しており、受講生全体の中でどの程度の者がまともな仕事を所属芸能プロダクションから割り振られているのかは、全く明らかにならなかったのである。

毎年1500人ないし2000人程度の入学者のうち半数程度は受講期間である1年以内に退学してしまうところ(甲5p27~28)、それは、在学中には名前が出るようなまともな仕事を割り振られず、所属プロダクションから振られるのは下積み仕事だけであるために、嫌気が差して途中で退学する実態にほかならない。受講をすればすぐに仕事ができる、芸能活動によって受講料が支払われるなどと勧誘されているケースも少なくない(甲9(PIO-NET情報)No.6、12、15、26、30、46、52)、話が違ふと感じる受講生が多いのである。

このように、被告の主張する「芸能活動」の内容としては、それが反復継続するものであったとしても、「業務」としての客観的な実体がなく、継続的な「業務」提供の実態がないものと評価すべきであって、消費者裁判手続特

例法の適用において「事業」と評価できるものではない。

したがって、受講生は「消費者」である。

- (2) 当該契約に関して情報の質、量及び交渉力について相手方当事者との格差の有無、程度について

本件において、被告の事実主張(被告準備書面1p5)によれば、受講生は、オーディションに合格し、被告の関連会社であるエー・ライツが運営する芸能プロダクションに所属し、被告との間で受講契約を締結させられるものである。そもそも、芸能プロダクションのオーディションを受けなければならないような者が、その時点で、「事業者」として活動するような芸能人であることはあり得ない。また、本件受講契約の締結に際しては、芸能プロダクションが受講を推奨するスクールの運営主体である被告と、オーディションに合格して芸能プロダクションに所属させてもらえただけの受講生との間の「情報・交渉力の格差」がいかに大きいかは想像に難くない。

受講生の有する情報は被告が有する情報に比して、質・量ともに圧倒的に劣っており、交渉力に関しても、オーディションに合格したことを足がかりとしてエー・ライツにおいて俳優等としてデビューさせようと考えている受講生としては、同社の関連会社である被告の言うままに本件受講契約の締結に応じざるを得ないと考えることになりがちで、そこには交渉力以前に自由かつ合理的な意思決定の機会が奪われているに等しい。

また、森川証人によれば、エー・ライツのオーディションに合格して同社から推薦を受け、被告に入学・受講する者の属性は、高校生、大学生等の学生も、社会人も居り、他方、子役や劇団の経験がある者も、ずぶの素人もいて千差万別とのことである(甲5(森川証書)p8)。そして、被告のカリキュラムは最初の3か月間は「基礎クラス」であり、それは「タレントとして最低限身に付けてなければならないこと」を学ぶカリキュラムである(甲5p26~27)というのであるから、受講生は、被告と本件受講契約を締結す

る時点においては、この業界について知識も経験もなく、初歩的な学習・訓練から始めなければならないというのが実態と認められるから、被告との間の情報・交渉力格差は顕著なものと評価される。

したがって、「情報・交渉力の格差」の観点から、受講生が消費者契約法の保護の対象とすべき「消費者」であって、消費者裁判手続特例法における「消費者」でもあると考えるべきことは明白である。

- (3) 本件スクールの授業内容からして、受講生は社会通念上事業の遂行とみられる程度の「事業」を行っていた者であるとは考えられないこと

本件スクールの「レッスンガイド」(甲8)によると、受講生は、「挨拶、返事を徹底する」「フルネームで名乗る」「時間に対して神経を使う」などの基本的なことから教えられることになっており、「業界マナー・ルール」を内容とする「TP(タレントプライオリティ)」は必ず受講することとされていることや、「基礎科目」も非常に基礎的な事柄から始まる内容である。

PIO-NET情報でも、レッスンのレベルの低さが指摘されている(甲9No.3「やはり満足のいくレッスンではなかった。内容は専門学校の授業より低レベル。クラスには色んな年代の人がいて、中学生の女子と一緒にになると騒いだりしてとても授業にならないこともあった」、No.6「歌のレッスンを数回受けたが人数で毎回同じことの繰り返しで、講師が『家ででもできることだ』と言っていた」、No.18「スクールの受講内容は低レベルで」、No.31「1度レッスンを受けたが内容が期待通りではなかった」)。

このように、本件スクールのレッスンは、「事業者」が受講するような内容であるといえるものではない。

したがって、本件スクールを受講するよう推薦され、受講契約を締結することになった受講生は、社会通念上事業の遂行とみられる程度の「事業」を行っていた者と評価することはできない。

- (4) 小括

以上のような点を考慮すると、受講生が「芸能活動」を行っていたとしても、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度のものでなく、対象消費者が消費者裁判手続特例法の「事業を行う場合におけるもの」でないことは明らかである。

なお、受講生は、将来、本格的な「芸能活動」をすることもあり得よう。しかし、将来その資格をもって独立開業する意図をもって自分で受講の申込みをした場合には、未だ事業を行っていない段階のため、「事業のための」契約とはならないとされるところ(消費者庁逐条解説15頁参照(なお、本書面11頁で表を引用している。))、受講生らは本件受講契約時に「事業を行っていない段階」である者である。東京地裁平成30年3月23日判決(消費者法ニュース116号340頁)は、将来的にプロの司会者として司会業務を行うことができるようになることを目指し、その技能を習得するために、ウェディングに関する司会者の養成講座のレッスンを受講することにした者について、同受講契約の締結自体は、「事業のために」行うものとはいえず、消費者契約法にいう「消費者」に該当すると判断している。

- 2 受講生自らが「事業」を行っているものではないこと

- (1) 法人の従業員は事業者そのものではないこと

「事業を行う場合」とは、自らの事業として又は事業のために行う場合のことをいう。法人の経営者や従業員等は法人の業務に従事する者であり、事業者そのものではない(消費者庁消費者制度課「一問一答 消費者裁判手続特例法」(甲16)16頁)。

これは、消費者契約法における「事業」の考え方とも一致する。すなわち、「事業として又は事業のために」とは、「契約の当事者となる主体「自らの」事業として、または「自らの」事業のために」という意味であるとされ、労働契約(雇用主に対して、従業員が労務の提供に服することを約する契約)に基づく労働は、自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服するもので

あり、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるものである「事業」という概念には当たらないと考えられている（消費者庁・逐条解説7頁）。

(2) 労働のための契約の場合、「消費者」として取り扱われること

消費者庁・逐条解説は、いわゆる「資格商法」に関してではあるが、次のような整理をしている（15頁）。

契約締結の動機		主体の取扱い	消費者契約か
(1)	自分で事業を行っている事業者が、業務上必要な資格を取得するため、自分で受講の申込みをした。 → 事業のための契約	事業者	×
(2)	従業員が雇用主から業務遂行のため資格をとることを要求されたため、自分で受講の申込みをした。 → 労働のための契約（※労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のための」契約には当たらない）（第48条参照）	消費者	○
(3)	従業員が業務遂行のために資格をとることが必要と自主的に判断したため、自分で受講の申込みをした。 → 労働のための契約（※労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のための」契約には当たらない）（第48条参照）	消費者	○
(4)	将来その資格をもって独立開業する意図をもって自分で受講の申込みをした。（例：将来弁護士になろうという者が弁護士資格に関する講座を受講する場合） → 未だ事業を行っていない段階のため、「事業のための」契約には当たらない。	消費者	○
(5)	将来その資格をもって独立開業する意図はなく、また業務遂行のため資格をとることが必要と雇用主から要求されたわけでもなく、業務遂行のため資格をとることが必要と自主的に判断したわけでもないが、趣向の一環として自分で受講の申込みをした。 → 「事業のための」契約には当たらない。	消費者	○

上記（2）のケースでは、従業員が雇用主から業務遂行のために資格をとることを要求されたため、自分で受講の申込みをした場合には、「事業のための契約」ではなく、「労働のための契約」として、その従業員は「消費者」とであると扱われ、当該受講契約は消費者契約であるとされる。

本件において、受講生は、エー・ライツから本件スクールに入学して受講することを要求されて受講の申込みをしている（甲9（PIO-NEET情報）No.3、4、5、6、7、8、9、10、12、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、49、50、51、52、53、54、55、57、58、59）。

なお、受講生が、自分で受講の申込みをしたとしても、受講生は、前記1のとおり、「未だ事業を行っていない段階」であるので、「事業のための」契約には当たらず、受講生は「消費者」として扱われる（上記表の（4）のケース。本書面10頁で既述）。

(3) 受講生らとエー・ライツとの間のマネジメント契約は労働契約（雇用契約）であること

本件においては、本件受講契約と同時にこれに先だって、受講生とエー・ライツとの間でマネジメント契約（甲7。以下、「本件マネジメント契約」という。）が締結されている。

本件マネジメント契約が業務委託契約であれば、受講生は「事業者」といえる可能性があるが、同契約が労働契約（雇用契約）であれば、受講生は「消費者」である。

なぜなら、後者の場合は、受講生は雇用主であるエー・ライツの業務として「芸能活動」を行っているのであるし、雇用主から要求されて受講申し込みをしているといえるからである。

そこで、本件マネジメント契約が労働契約であることについて、以下詳述する。

A 消費者庁逐条解説における労働契約

前述のとおり、消費者庁逐条解説は、「労働契約（雇用主に対して、従業員が労務の提供に服することを約する契約）」に基づく労働は、自己の危険

と計算によらず他人の指揮命令に服するものであり、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるものである「事業」という概念には当たらないと考えられる」としており（7頁）、「自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服する」ものが労働契約と捉えられている。

イ 労働基準法における労働者性の基準

この点、労働基準法における労働者性の基準については、労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」（昭和60年12月19日）において整理されているが（甲17）、「指揮監督下の労働」と「報酬の労務対償性」から「使用従属性」に関する判断を行い、「労働者性」の判断を補強する要素でこれを補うという構造になっている。上記消費者庁逐条解説の「自己の危険と計算によらず」は「報酬の労務対償性」に対応し、「他人の指揮命令に服する」は「指揮監督下の労働」に対応するので、結局、同様の判断を行うことになる。

そして、労働基準法研究会報告の基準は、次のような点で労働者性を判断している（甲17）。

- 「使用従属性」に関する判断基準
 - 「指揮監督下の労働」に関する判断基準
 - 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - 業務遂行上の指揮監督の有無
 - 拘束性の有無
 - 代替性の有無—指揮監督関係の判断を補強する要素—
 - 報酬の労務対償性に関する判断基準
- 「労働者性」の判断を補強する要素
 - 事業者性の有無
 - 機械、器具の負担関係
 - 報酬の額
 - その他
 - 専属性の程度
 - その他

ウ 本件マネジメント契約を労働基準法研究会報告の基準に従って検討すれば、労働契約であること

この点、「芸能活動」を行う有名な歌手や俳優が労働者たり得るかという点に違和感を覚えるかもしれないが、例えば、18歳未満のアイドルが深夜にテレビの生放送に出られないのは労働基準法61条にその理由があるように、「芸能活動」を行う者であっても、労働者であると判断されることは十分にある。

「芸能活動」を行う者が「事業者」なのか「事業者」の労働者（従業員）なのかの判別には、芸能プロダクションとの間の契約内容を検討する必要がある。

上記のとおり、消費者契約法（ないし消費者裁判手続特例法）と労働基準法における労働者性の判断は同様であるところ、上記報告書が詳細な基準を提示しているので、これにより本件マネジメント契約（甲7を検討する。

a 受講生は、エー・ライツに対し、芸能活動のために必要な第三者と交渉・協議し、契約を締結する権限を与えることとされ（2条2項）、受講生は、エー・ライツに対して、芸能活動については、エー・ライツが受講生に要請する事項をエー・ライツの指示のもとに誠実に遂行することを約束させられている（4条2項）。「仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由」は基本的にはないものとされ、「業務遂行上の指揮監督」に服しているのである。

b 受講生は、芸能活動等によって発生する一切の対価は全てエー・ライツに帰属するものとされ（6条1項）、エー・ライツから受講生に対し、その60パーセントが支払われる（7条1項）。これは、正に、芸能活動という労務に対する対価であり、「報酬の労務対償性」も認められる。

- c 経費負担に関しては、エー・ライツは、受講生が芸能活動を行うために必要となる費用のうち交通費を除き全て負担するものとされており（8条）、受講生には「機械、器具の負担」はなく、他方で本来的に労働者が自ら負担すべき費用である交通費を受講生が負担することが定められており、受講生の報酬について労務対償性はより明らかである。
- d 受講生は、エー・ライツに対して、独占的に、国又は地域を問わず、受講生の全ての芸能活動について、エー・ライツの判断に従ってこれを自由に利用し、又は第三者をして利用させることを承諾させられ、芸能活動については、エー・ライツの指示したものだけを行うものとされている（2条1項・3項）。受講生の芸能活動から生じる著作権法上のすべての権利は、国又は地域を問わず、当該権利の存続中、エー・ライツに独占的に帰属し、エー・ライツがこれを自由に利用及び処分できることとされ（5条）、さらに、受講生の芸能活動等によって発生する一切の対価は原則として全てエー・ライツに帰属するものとされている（6条1項）。このように、厳格な「専属性」が定められている。
- e したがって、本件マネジメント契約は、表題こそ「マネジメント契約」となっているものの、前記基準からして、明らかに労働契約なのである。

(4) 小括

したがって、受講生が行う「芸能活動」は、自ら「事業者」として行うものではなく、「事業者」であるエー・ライツの業務としてこれを行っているものである。また、本件受講契約は、雇用主であるエー・ライツから要求されて行ったものであるもので、その意味でも、受講生は「消費者」とであるというべきである。

3 本件受講契約に関する紛争について、当然に消費者契約であるという前提で

和解・あっせんがなされていること

オーディションに合格したとすることで芸能プロダクションと契約すると同時に系列の養成学校に受講契約をさせられたといったトラブルが多発している（甲10の1～3）。

被告の運営する本件スクールに関する紛争においても、東京都消費者被害救済委員会のあっせん手続にかかって、解決報告がなされている（甲11）。

被告は、上記手続きにおいて、消費者性について争うこともなく、受講生が消費者であるかは問題にならず、受講契約は消費者契約であるとして扱われ、和解・あっせんがなされているのである。

4 結論

以上のとおり、対象消費者目録記載の対象消費者に「事業者」は含まれておらず、被告の主張は失当である。

第3 「2 保全の必要性も認められない」について

1 「(1) 被告による誠実な対応」について

被告が中途退学者に対する自主的な返金をしているとする点は争う。

もし被告が、中途退学者からの請求に対して自主的な返金をしているのであれば、消費生活センターに相談が寄せられることはあり得ない。

被告が不誠実な態度を取っているからこそ、中途退学者は相談をせざるを得ないのである。

また、被告の一方的な返金方針は、差止請求訴訟の確定判決に沿ったものではなく、この点においても、被告が不誠実であることは否めない。

2 「(2) 原告による批判は差止請求訴訟判決の意義・機能を誤解したことによるものであるから不当である」について

原告は何ら差止請求訴訟判決の意義・機能を誤解していることはない。

差止請求訴訟判決が確定したことを受け、被告に対し、自主的な返金を求めたにもかかわらず、被告は、退学の時期ごとに「返金の要否及び金額等につい

て個別性が高い、被告の「財政面に照らしても現実的に不可能である」などとして、返金を拒否したものである（甲6の2）。

被告は、自主的に「事業者」にも返金したと主張する一方で、中途退学者には「事業者」が含まれているから返金できない者が存在するかのような主張をしており、矛盾する。また、被告は、令和6年5月2日付け回答書（甲6の2）においては、中途退学者に「事業者」が含まれるということは返金を拒否する理由には挙げていなかったものであり、後付けの理由であるといわざるを得ない。

3 「(3) 原告による積極的な申し立て」について

被告の上記のような不誠実な姿勢に照らし、本件提訴により、被告が申立書別紙文書目録記載の文書を改めて破棄するおそれがあったために、原告は、本申立に及んだのであって、それが遅きに失したということはできず、保全の必要性は否定されない。

第4 「3 まとめ」について

争う。

以上

令和7年(ワ)第11147号 共通職務確認請求事件

直送済

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 株式会社アカデミー・エンターテインメント

保全開示命令申立てに対する意見書

令和7年8月29日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

村田 雅

同

木村 佳

原告（申立人）の令和7年8月15日付け保全開示命令申立書による保全開示命令申立てに対する被告（相手方）の意見は以下のとおりである。

【目次】

第1 意見の趣旨	2
第2 意見の理由	2
1 被保全権利が認められない	2
(1) 意見の要旨	2
(2) 「消費者」の定義について	3
(3) 「消費者」であることの立証責任は原告が負う	4
(4) 「対象消費者」目録記載の者に「消費者」ではない「事業者」が相当多数含まれる	4
(5) 「対象消費者」目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることは差止請求訴訟判決においても何ら否定されない	8
(6) 原告も「対象消費者」目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることを	

十分認識している	10
(7) 本件申立ては特例法に照らして認められない	12
(8) 共通義務も明らかに欠ける	13
(9) 小括	13
2 保全の必要性も認められない	13
(1) 被告による誠実な対応	13
(2) 原告による批判は差止請求訴訟判決の意義・機能を誤解したことによるものであるから不当である	15
(3) 原告による緩慢な申立手続	18
(4) 小括	19
3 まとめ	19

【本文】

第1 意見の趣旨

本件申立てをいずれも却下する
との裁判を求める。

第2 意見の理由

1 被保全権利が認められない

(1) 意見の要旨

本件保全開示命令の申立て（以下「本件申立て」という。）による対象消費者目録記載の者は「消費者」のほか「事業者」が相当多数含まれる。

消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条4号に規定する共通義務確認の訴えは対象消費者を「消費者」に限定しており（同号、同

2

41

条6号)、「消費者」のみならず「事業者」も対象消費者として共通義務確認の訴えを提起することはそもそも認められない。本件にかかる共通義務確認の訴え及び本件申立てはいずれも不適法かつ不当である。
加えて対象消費者目録記載の者に「事業者」が相当多数含まれるから共通義務（同条4号）も明らかに認められない。

対象消費者目録記載の者に共通義務が認められない以上、被保全権利が認められないから（同法第9条1項1号）、本件申立てが認められる余地はない。

(2) 「消費者」の定義について

特例法が定める「消費者」は「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）」である（同法第2条1号）。消費者契約法が定める消費者の定義と同義である（山本和彦『解説消費者裁判手続特例法』106頁（弘文堂、第3版、2023年））。

「事業」とは「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」をいい、営利目的をもってされるか否か、公益性があるかどうかは問われない。「事業を行う場合」とは、自らの事業として又は事業のために行う場合のことをいう（消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』16頁（商事法務、初版、2014年））。

「事業として」とは「同種の行為を反復継続して行うこと」であり、「ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、最初の行為も事業として行われたものと解されるし、事業規模や形態の如何は問わない」。また「事業のために」とは「事業の用に供するために行うものが該当する」（以上につき、消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法』9頁～10頁（商事法務、第5版、2023年））。

従って、本件受講者も、ある期間継続する意図をもって行ったのであれば、1回でも芸能の活動を行った者は事業者であるし、その活動

3

42

が無料又は低額の報酬によるエキストラであっても事業者であることに変わりはない。

(3) 「消費者」であることの立証責任は原告が負う

本件申立てにかかる対象消費者目録記載の者が消費者であることは、民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法又は特例法の適用があることを主張する原告が負担する（消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法』11頁（商事法務、第5版、2023年）等）。

(4) 「対象消費者」目録記載の者に「消費者」ではない「事業者」が相当多数含まれる

本件申立てにかかる対象消費者目録はいずれも「・・・(略)・・・就学期間の修了前に受贈契約の解除がされた者」と記載され、「・・・(略)・・・就学期間の修了前に受贈契約の解除がされた消費者」とは記載されない（下線は被告代理人による。なお、原告において対象消費者目録をこのように定めることは異例であることは第2の1(6)にて記載する）。

かかる記載により原告が定める対象消費者目録記載の者には「消費者」のみならず相当多数の「事業者」が含まれることとなった。

① 「事業者」の具体例

「事業者」である者は相当多数に及ぶが、被告において具体例を指摘すると以下のとおりである。なお、本件受講者が入所時点において行っていた事業活動全てを被告が把握しているものではなく、また入所後も本件受講者が行った事業活動を逐一、被告が把握しているものでもない。これらはごく一例に過ぎない。

ア 対象消費者目録1記載の者のうち、事業者である者の例示

i

4

43

(乙1)。

ii

(乙2)。

7・報告書)。

iii

(乙2)。

iv

(乙3)。

v

(乙4)。

イ 対象消費者目録2のうち、事業者である者の例示

i

(乙5)。

ii

5

44

6)。

ウ 上記のとおり対象消費者目録記載の者に事業者が含まれることは明らかである。繰り返しになるが、対象消費者目録記載の者が全て消費者であることは原告が立証責任を負う。

② 本件受講者の性質上、相当多数の事業者が含まれることは当然かつ自然の成り行きである

ア 本件受講者の多くは、エーチームグループオーディション又はNEXT ACEオーディションに合格し、株式会社エー・ライツが運営する芸能プロダクションに所属する者である。

上記オーディションは、参加資格として芸能活動に関してプロ・アマを一切問わないため、多種多様な人材が含まれる。芸能活動に関して未経験者のみならず経験者も含まれるし、アマもいればプロも当然に含まれる。

また、被告が本件スクールの目的として「この学校は、俳優、歌手、声優など芸能活動に従事する者を対象」(甲3の5)と定めるとおりである。

従って、本件受講者において消費者のみならず事業者が含まれることは、本件受講契約が締結される経緯及び本件受講者の性質に照らせば、当然かつ自然の成り行きである。

イ 本件スクールは、平成17年の開校以来20年に渡る実績を有する芸能スクールである(乙8)。俳優・歌手・マルチタレントなど多彩な人材を輩出するための独自カリキュラムを展開し、現役監督・俳優・ボイストレーナーなど専門性豊かな講師陣による指導体制を整備して、テレビや映画、舞台など幅広いメディア分野

へ多くの卒業生を輩出している。被告代表取締役であり映画監督の柿崎ゆうじ氏は、国際映画祭での多数の受賞歴があり、直近では令和7年公開の映画「陽が落ちる」が、ロンドン国際映画祭2025とエディンバラ国際映画祭2025にて「最優秀監督賞」を受賞している。

また本件スクールにおいては映画、ドラマ、舞台等について多数の実績があり、本件受講者の多くはそれらにも出演するなどしている。例えば、令和5年に制作がスタートした作品の例では、ドラマ「初恋、ざらり」(テレビ東京・池田千尋ほか監督)、ドラマ「ハコビヤ」(テレビ東京・日暮謙ほか監督)、映画「Midnight」(三池崇史監督)など合計5作品において本件受講者(普通科・アドバンスコースのほか、キッズも含む)694人が参加している(複数作品に参加している受講者もいるが、作品ごとに1人とカウントしている。以下同じ)。また令和6年に制作がスタートした作品の例では、映画「サラリーマン金太郎【魁】」(下山天監督)、「366日」(新城毅彦監督)、ドラマ「新・暴れん坊将軍」(テレビ朝日・三池崇史監督)など合計7作品において本件受講者1386人が参加している。さらに令和7年に制作がスタートした作品の例では、現在撮影が終了している8作品につき本件受講者817人が参加している(なおこれらはいずれも本件受講者が出演している例として被告が把握している限りであり、実際にはこのほかにも出演作品が多数存在する)。

③ 差止請求訴訟において指摘した「事業者」の具体例(参考)

差止請求訴訟において、本件受講者に「事業者」が含まれる具体例として被告が指摘した例は以下のとおりである(これらの者は途中退学をしていないため、その点で対象消費者目録記載の者に含まれ

ないが、本件受講者の性質上、相当多数の事業者が含まれる傾向であることを明らかにするために援用するものである)。

i (乙9)

ii (乙10)

iii (乙11)

iv (乙12)

子役としてカンヌ国際映画祭受賞作「そして父になる」に出演。

(5) 「対象消費者」目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることは差止請求訴訟判決においても何ら否定されない

① 差止請求訴訟における審理

差止請求訴訟においては、本件固有の争点として、本件受講者が「消費者」に該当するか否か、本件受講契約が「消費者契約」に該当するか否かが争われた。これにより同訴訟の審理は長期化することとなり、同訴訟は平成30年5月16日付けで提訴されているところ第1審判決(令和3年6月10日言渡)までに約3年1か月、最高裁にて上告棄却決定等(令和6年3月15日)が出るまでには約5年10か月もの期間を要した。

② 判決における認定内容(下線は被告代理人による)

ア 第1審判決(甲4の1 22頁)

「本件スクールに入学する受講生の大半は、その入学前、在学中及び卒業後を通じて、事業と評価できるほどの芸能活動を行っていない」

「受講生がエー・ライツとの間でマネジメント契約を締結しており、その一部には事業と評価できるほどの芸能活動を行っている者がいたとしても」

「以上の事情を総合すれば、本件受講契約を締結する大半の受講生は、消費者であると認められる。」

イ 控訴審判決(甲4の2 20頁)

「当審が補正の上引用する原判決に認定判断するとおり、本件スクールの受講生の一部に芸能活動を行っている者がいるとしても、その大半は事業と評価できるような芸能活動を行っているとは認められず」

③ 前記第1審判決及び控訴審判決の判示に照らせば明らかとなり、

「大半の」受講者が消費者であるとしても、その残りの「大半」近い相当多数の者が事業者であることは何ら否定されていない。「大半」とは「半分以上。過半」などという意味である(乙13・広辞苑)。

従って、対象消費者目録記載の者に相当多数の「事業者」が含まれ、又は含まれ得ることは差止請求訴訟判決において何ら否定されておらず、そもその前提である。

差止請求訴訟の第1審判決及び控訴審判決がいずれも本件スクールの受講者に「消費者」のみならず「事業者」が相当多数含まれ得ることをあえて判示したことには照らすと、かかる判示は、本件受講者に「事業者」が含まれる旨の被告の主張を裁判所として否定することができないこと、それ故、本件受講者と本件スクールとの間の入学時諸費用等の返還に関する紛争解決手段として共通義務確認請求

訴訟はなじまないこと、本件受講者の消費者性の有無等は個別訴訟の審理により個別に解決されるべきであるというシグナルを示したものと解される。

この点、原告は上記差止請求訴訟の判決をもって本件受講者（すなわち対象消費者目録記載の者）は全て消費者であることが確定したかのように主張するが、それは明らかな誤りである。上記判示において、わざわざ本件受講者に相当多数の事業者が含まれることをあえて否定しないことを明示したことからも明白である。翻って差止請求訴訟は本件受講契約が消費者契約に供されるおそれがある場合に認められるに過ぎず、本件受講者のうち事業者が相当多数含まれていたとしても認容され得る性質のものであるから、差止請求を認める判決がなされたとしても、それをもって本件受講者が全て消費者であると認定されたものでないことは当然である（逆に言えば、共通義務確認請求訴訟及び本件申立てにおいては対象消費者目録のうち1人でも事業者が含まれるような場合は共通性の要件又は共通義務が存せず、認められない）。

- (6) 原告も「対象消費者」目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることを十分認識している

① 対象消費者目録の一般的な記載例

「対象消費者」とは、対象債権を有する消費者である（特例法第2条6号）。

立法担当者の解説によれば、対象消費者目録の記載としては、例えば学納金返還請求に関する事案では「（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に）被告事業者（大学）との間で平成25年の在学契約を締結し、同契約に基づき授業料を支払った後に、平成25年3月31日までに同契約を解除した消費者」といった記載で特

定することになる（前掲・消費者庁消費者制度課編『一問一答・消費者裁判手続特例法』22頁～23頁。下線は被告代理人による）。

- ② 原告が提起する共通義務確認請求訴訟における対象消費者目録の記載例

かかる一般的な記載例（すなわち、対象消費者目録において「消費者」であることを明記する記載例）は、原告が特定適格消費者団体として共通義務確認請求訴訟において過去に提起した事例においても同様に贈與する。（被告が知る限り）原告は本件より前に4件、本件の後に1件、共通義務確認請求訴訟を提起しているが、本件の前後を通じて、別紙のとおり、対象消費者目録の記載はいずれも「消費者」であることを明記する（別紙①から④が本件より前であり、同⑤が本件より後に提起された事案である）¹。「対象消費者」は、対象債権を有する消費者であるから、対象消費者目録の記載においても消費者であることを明記するのは当然かつ自然である。

しかしながら、原告は本件に限り、対象消費者目録の記載から「消費者」の文言をあえて削除し、単なる「者」と記載した。

本件にかかる共通義務確認請求訴訟に先行する差止請求訴訟において本件受講者は「消費者」であるか否かについて長期にわたり議論の応酬がなされていたこと、当該訴訟の判決において相当多数の事業者が含まれ得ることが判示されていたこと及び原告が提起する別件の共通義務確認請求訴訟において、対象消費者目録の記載から「消費者」の記載を除外したケースは前後を含めて本件以外に認められないこと等に照らすと、原告が当該記載を除外したのは意図的な作為と解するのが自然であろう。

¹ なお、念のために付言すれば、本件申立ての代理人と別紙の訴訟における代理人もほぼ共通する。例えば、宮城雄介弁護士（別紙①）、本間紀子弁護士（別紙①及び同③）及び高木龍夫弁護士（別紙⑤）はそれぞれ別個案件内の訴訟事件の代理人も務める。

おそらく原告においても本件受講者においては消費者のみならず、相当多数の事業者がいることを否定できず、それ故に仮に対象消費者目録記載の者に「消費者」であることを明記した場合、本件受講者のうち、誰が「消費者」であり、誰が「事業者」であるかが再び争点化してしまうことを法的に懸念したものと推測される。対象消費者目録記載の者に「消費者」であることを明記した場合、例えば共通義務確認請求訴訟において多数性の要件を満たすことが困難となるし（少なくとも原告において本件受講者のうち消費者が多数いること並びにその数の見込み及び根拠資料（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第2条3項）を提示することは困難である）、また支配性の要件を満たすことも困難となることは容易に想定される。²かかる容易に想定される法的懸念の存在もまた原告が対象消費者目録の記載から「消費者」の記載を意図的に削除したことを疑わせる事実である。

しかしながら、対象消費者目録の記載の者から「消費者」の記載を作為的に削除したことにより、本件申立ては特例法の認めるところではなく違法かつ不当との誹りを免れないこととなった。

- (7) 本件申立ては特例法に照らして認められない

特例法に基づく保全開示命令の申立ては対象消費者目録記載の者が全て消費者である場合に限り、認められる（特例法第2条4号、6号）。

しかしながら、対象消費者目録記載の者が全て消費者であることについて、原告は何ら立証できていない。立証責任を負う原告が立証に成功していない以上、本件申立てにおいて、対象消費者目録記載の者が全て消費者である事実は認められない。かえって対象消費者目録記

² 本件においては共通性の要件を充足せようとする、多数性の要件及び支配性の要件が充足することができず、両者の新設要件はトレードオフの関係となる（共通義務確認請求訴訟における各訴訟要件がこのようなトレードオフの関係になり得ることについて論じているとして、例えば山本和彦「解説消費者裁判手続特例法」184頁～186頁（弘文堂、第3版、2023年）参照）。

載の者に相当多数の事業者が含まれ、この事実を否定し得ないことは前記第2の1(4)及び(5)などで既述したとおりである。

対象消費者目録記載の者に相当多数の事業者が含まれる以上、本件申立ては特例法に基づくものではなく、違法かつ不当である。

- (8) 共通義務も明らかに欠ける

また、対象消費者目録記載の者に「事業者」が相当多数含まれることから、対象消費者目録記載の者に共通義務も観念できず、当然ながら被保全権利も認められない。特例法第2条4号が定める「消費者の共通する事実上及び法律上の原因」とは「個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、かつ、その基本的な法的根拠が共通であるということ」である（消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』18頁（商事法務、初版、2014年））。本件においては、対象消費者目録記載の者に事業者が含まれることから、上記「消費者の共通する事実上及び法律上の原因」が認められる余地などないことは言うまでもない。

- (9) 小括

以上のとおり、被保全権利が認められないから、本件申立てはいかなる点においても認められない。

2 保全の必要性も認められない

また本件においては「当該文書につきあらかじめ開示がされない」とその開示が困難となる事情（特例法第9条1項2号）も認められない。

- (1) 被告による誠実な対応

① 適格消費者団体である原告に対する誠実な対応

被告は、原告から学則、パンフレット等の提出要請があった場合には、速やかにこれに誠実に対応している（甲6の2・令和6年5月

2日付け回答書)。

② 受講者の利益となるような学則の自主的な変更

上記のみならず、被告は訴訟係属中においても、受講者の利益に資する措置を講じることができないかを真摯に検討し、学則も自主的に変更した。例えば差止請求訴訟の訴訟係属中、訴訟で問題とされた入学時諸費用の不返還に関する条項について、それまではオリエンテーション実施日以後に退学等をした場合には返金しないとしていたものを、オリエンテーション実施日(当日を含む)から起算して8日を経過した日以降の退学等の場合には返金しないこととした。これは、受講者に対し一定の熟慮期間を十分に与えることで、受講者の保護をより手厚くするよう改めたものであり、自主的な取り組みである(甲3の3・令和3年3月改訂版学則)。

③ 差止請求訴訟判決後の誠実な対応

そして差止請求訴訟の判決が確定した後は、当然ながら速やかに学則の修正を実施して、新たな学則を原告に提供するとともに、既存の学則を使用しないこととし、その周知徹底を行ったことを示す書面まで原告に提出し、新たな学則に基づくカリキュラム内容やサービス体制の全面的な見直しの内容について詳細な説明を行った。

④ 中途退学者に対する自主的な返金

さらに被告は、紛争の早期解決を期して、中途退学等した受講者から返金要望があった場合には、これに対して誠実に対応して、自主的に返金する方針としている。すなわち、本来であれば当該返金要望があった受講者が事業者であるか又は消費者であるかにより被告の返金対応も変えるべきところ、それらについては柔軟に対応すべく、返金要望があった受講者については消費者性の有無は一律に問わないこととし、ただし返金額については入学金等(諸費用を含

14

53

む)として支払われた金員より7万円(差止請求訴訟の判決において本件受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害の額として認定された金額)及び解除にかかる事務手数料1万円を控除した残額を返金対象とし、退学月に応じて精算することとした。例えば入学金等として38万円を支払い、本件受講契約に基づく受講開始から3か月後に退学した受講者に関しては、22万5000円(=(入学金等38万円-平均的な損害7万円-事務手数料1万円)×(12か月-3か月)/12か月)を返金している(いずれも税別。以下同じ)。

この点、差止請求訴訟の第1審では裁判所からの和解勧誘があったところ、同裁判所和解案は、受領した入学時諸費用から「20万円+在学月数×1万5000円」を除いた残額を返金する旨の条項へ変更するという内容であった(差止請求訴訟における和解であるため、返金条項の変更のみであり、これをもって全ての中途退学受講者に対して返金を求められたものではない)。この裁判所和解案をそのまま適用した場合、受講開始から3か月後に退学した受講者に対する返金額は13万5000円である。このように現在の返金対応は①返金額をとっても同裁判所和解案を超える水準であり、また②前記裁判所和解案に基づいて返金する場合には、当該受講者が消費者契約法の適用があることが前提であり、当該受講者が消費者である場合に限り返金を実施されることになるところ、被告は本件受講者の属性(消費者であるか事業者であるか等)を問わずに返金している。かかる被告が、本件に対し誠実かつ真摯に対応していることは明らかである。

(2) 原告による批判は差止請求訴訟判決の意義・機能を誤解したことに

15

54

よるものであるから不当である

① この点、原告は「消費者生活センターにも、受講生であった消費者から被告が返金をしない旨の相談が寄せられている」と主張するが、前記のとおり、差止請求訴訟判決後は、被告は、返金を希望する者に対しては自主的に返金しているので事実と反する。また仮に何らかの行き違いにより返金がなされていない事実があったとしても本件受講者には相当多数の事業者が含まれるのであるから、その属性が何ら明らかにされないまま、返金されていない事実をもって直ちに被告の不誠実さの裏付けとすることもできない。何よりも原告の上記主張は疎明資料による裏付けがなく、いかなる事実を指し示しているのか全く不明である。

② また原告は「判決が確定しているにもかかわらず、被告が、このような不誠実で責任回避的な態度に出ている」などと批判するが、これも誤りである。差止請求訴訟と共通義務確認請求訴訟を混同した誤解に基づくものに過ぎない。すなわち現時点において確定した判決は差止請求訴訟の判決のみであるところ、被告は同判決を尊重して速やかに学則を修正し、既存の学則の不適用を徹底し、新たな学則に基づくカリキュラム内容やサービス体制の全面的な見直しを行い、その旨を原告にも説明したところであるからである。被告が確定判決を尊重し、誠実かつ真摯な対応をしていることは明らかである。

③ 原告は、被告に対して、本件受講者に対して一律に返金するよう要請し、それに応じない被告をもって「不誠実で責任回避的な態度」であるとも批判する。しかしながら前記各判決のとおり本件受講者に相当多数の事業者が含まれることは否定されていないのであるから、これらの判示に照らせば本件受講者に対する返金問題は個別具

16

55

体的な事情に応じた個別解決に委ねられていることは明らかである。すなわち、当該受講者ごとに、消費者性の有無、因果関係及び損害額等を検討することが必要不可欠である。損害額に限っても、入学時諸費用又は入学金を返金しなかった途中退学者等については、当該途中退学者により被告も損害を被っているところ、その損害の評価は当該退学の時期ごとに異なり、そのため当該返金の要否及び金額等について個性が高く、千差万別である。差止請求訴訟の判決をもって本件受講者に対する一律返金を直ちに求める原告の要請は差止請求訴訟判決の意義・機能を正解するものではなく法的な理由はない。従って、被告がそれに応じられないことに正当な理由があり、これをもって「不誠実で責任回避的な態度」と批判されるいわれも一切ない。

④ 更に言えば、被告は、差止請求訴訟判決後は、返金を求める本件受講者に対しては消費者性の有無を問わず自主的に返金しているものであるから、いよいよ「不誠実で責任回避的な態度」である旨の原告の批判は全く当たらない。

けだし、原告が要請する返金内容は本件受講契約が消費者契約であることを前提にするから、返金対象者はその性質上、本件受講者のうち消費者である者に限られ、事業者に対する返金はしないことになる。それに比して、被告が自主的に行った返金は、本件受講者のうち消費者のみならず事業者も含まれるものであり、この点も含めて批判される理由がない。

⑤ 結局のところ共通義務確認請求訴訟及び本件申立てにおける原告の主張は、差止請求訴訟の判決が確定したのであるから、それによりあたかも本件受講者は全て消費者である事実が確定したかのごとく独自に解釈したことに端を発したものと解される。被告に対する

17

56

原告の批判は、差止請求訴訟が抽象的・予防的な法制度に留まることを看過し、これと共通義務確認請求訴訟及び個別訴訟が消費者関連紛争に果たす機能的な役割分担に対する十分な認識がなされないまま、これらを混同したことによる短絡的かつ思い込みによる批判に他ならない。

(3) 原告による緩慢な申立手続

加えて差止め請求訴訟が提起されたのは平成30年5月16日であり、同差止請求訴訟にかかる最高裁決定がなされた令和6年3月15日（甲4の3）である。保全開示命令の制度が導入されたのが令和4年改正（令和5年10月1日施行）であることを勘案したとしても、原告において保全の必要性があると真に認めていたのであれば、共通義務確認請求訴訟の提起及び保全開示命令の申立てを早々に行うことができたはずである。最高裁決定から起算しても、共通義務確認請求訴訟提起までに1年以上、保全開示命令の申立まで約1年半近い年月を費やすことはなかったものである³。少なくともこれらの期間において原告は本件において「当該文書につきあらかじめ開示がされないとその開示が困難となる事情」があるとは考えていなかったものである。原告が主張する「保全の必要性」は、自らの訴訟提起及び保全開示命令申立の行動に照らせば、明らかに相矛盾する。

仮に、原告が共通義務確認請求訴訟の提起及び本件申立てに至る時間の経過による文書の散逸等を問題視しているのであれば、その時間の経過は被告の事情に起因するものではない。いわんやこれをもって保全の必要性として援用されるべきものでもない（原告の理に従えば、

³ 原告において共通義務確認請求訴訟等の提起までに長期の時間を要した背景は、本件受審者に相当多数の事業者が含まれているという事実が否定できないという問題意識によるものと合理的に推測される。しかしながら、その解決方法として、対象消費者目録記載の者から「消費者」を除外した上で共通義務確認請求訴訟を提起することにしたことは特定適格消費者団体の判断として甚だ疑問と言わざるを得ない。

原告による共通義務確認請求訴訟の提起及び保全開示命令の申立てに時間を費やせば費やすほど、保全の必要性が認められることになるが、それらが原告側の一方的な事情に基づくものであることに照らせば、何ら理由がないことは明らかであろう。原告が専門性を有する特定適格消費者団体であることに照らせば尚更である。

原告において上記のとおり共通義務確認請求訴訟の提起及び本件申立てに長期の時間を緩慢にかけておきながら、本件申立てにより時間の経過をもって「保全の必要性」を強調し、保全開示命令を求めること自体、権利濫用であり許されるものではない。

(4) 小括

以上のとおり、本件申立てにおいて保全の必要性も何ら疎明されておらず、また権利濫用であり、認められない。

3. まとめ

以上のとおり、本件申立ては不適法であり、被保全権利及び保全の必要性はいずれも認められないから速やかに却下されるべきである。

差止請求訴訟の各判示（第一審及び第二審）において、本件受審者には相当多数の事業者が含まれることが否定されない旨があて示されたのであるから、特定適格消費者団体として重大な責務を負う原告は、かかる判示を踏まえて、それにふさわしい紛争解決を慎重に図るべきである。いわんやこれらの判決を無視して、本件受審者に事業者が相当多数含まれる点については対象消費者目録記載の者から「消費者」の記載を便宜的に除外するという小細工で馴脱化し、もって共通義務確認請求訴訟を強引に提起すべきではない。本件申立ても同様である。特定適格消費者団体による権限行使は濫用の危険性が伴うことが常に指摘されており、それを受けて濫用の業務実施の禁止が法文にわざわざ明定されていることを真摯に

認識されるべきである（特例法第81条2項、特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン4(9)等）。差止請求訴訟の各判示に照らせば、原告においても本訴の提起及び本件申立てに理由がないことは十分認識していたものと思われ、これらは特定適格消費者団体による権限行使の濫用として許されるものではなく、特定適格消費者団体を中核とする被害回復関係制度に対する社会的信頼を損なう行為に他ならない。

また差止請求訴訟判決は抽象的・予防的な法制度に留まり、共通義務確認請求訴訟との機能的な役割分担が明確にあること、及び差止請求訴訟判決において相当多数の事業者が含まれることがあて否定されていなかったことに照らせば、これらに反して、原告が被告に対して差止請求訴訟の判決をもって中途退学した本件受審者への一律返金を有無を言わず求めたこと、及び本件申立てにおいて、これに応じない事業者を疎更に批判することが特定適格消費者団体による権限行使として正当といえるのか甚だ疑問である。

以上

別紙

以下、下線は被告代理人による。

① 東京地方裁判所平成30年（ワ）第38776号

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 東京医科大学

対象消費者目録

1 下記(1)のいずれかの入学試験に出席し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

(1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験

イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験

エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

(2) (1)ア及びイの入学試験について

ア 女性

イ 浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

(1) ウ及びエの入学試験について

ア 女性

イ 3浪以上の浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

2 下記(1)のいずれかの入学試験に出席し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記(2)のいずれかに該当する消費者であって、一次試験に合格し、かつ、二次試験を受験したが(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに(1)ウ及びエについては平成30年4月30日まで

に、二次試験の合格の判定を受けなかった者

- (1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験
イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験
エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
- (2) (1)ア及びイの入学試験について
ア 女性
イ 浪人生
ウ 高等学校等コードが51000以上
- (1)ウ及びエの入学試験について
ア 女性
イ 3浪以上の浪人生
ウ 高等学校等コードが51000以上

② 東京地判平成31年(ワ)第11049号事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 株式会社 ONE MESSAGE

対象消費者目録

- (1) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(1)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者
- (2) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(2)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者
- (3) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録記載(3)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者

③ 東京地方裁判所令和元年(ワ)第28088号

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 順天堂大学

対象消費者目録

- 1 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
- 2 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験
イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験
- 3 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
- 4 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験
イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験
- 5 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、一次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

- 6 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、二次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験
イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験
- 7 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、一次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
- 8 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、二次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験
イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験

④ 東京地方裁判所令和5年(ワ)第19016号不当利得返還請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 一般社団法人文化芸能国際交流機構
対象消費者目録

被告との間で、被告が主催する令和2年3月11日実施予定の「2020第8回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、被告に演奏参加費を支払った消費者

26

65

⑤ 東京地方裁判所令和7年(ワ)第14538号
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 ㈱ストエネ
対象消費者目録

- 1 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消費者のうち、電気の使用住所が東京都内である消費者
- 2 令和4年3月30日までに、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年3月31日から同年11月30日までの間に解除その他の理由により当該契約が終了した消費者のうち、電気の使用住所が東京都内である消費者
- 3 令和4年3月31日から同年11月30日までの間に、被告との間で電気供給契約を締結し、かつ、同年12月1日以降まで当該契約を継続していた消費者のうち、電気の使用住所が東京都内である消費者

27

66

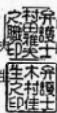
令和7年(ワ)第11147号 共通義務確認請求事件 直送済
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 株式会社アカデミー・エンターテインメント

保全開示命令申立てに対する意見書2

令和8年1月12日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 村田 雅
同 木村 佳



(目次)

第1 受購者が消費者であることは、原告が立証責任を負う	2
1 立法経緯等	2
2 学説	3
3 実質的な比較考量	4
4 まとめ	6
第2 「事業のために」の解釈について	6
第3 受購者が労働者ではありえないことについて	7
1 マネジメント契約の内容は労働契約ではありえない	7
2 裁判例に照らしても消費者契約法の適用はない	9
3 小括	10
第4 消費者性は「情報・交渉力の格差」の有無ではなく、事業性の有無により判断される	10
第5 本件訴えは支配性の要件を欠く	12
第6 原告の令和7年11月20日付け意見書に対する認否	15

1

67

受領書あり

1 第1の1	15
2 第1の2	15
2 第1の3	15
3 第1の4	16
4 第1の5	16
5 第1の6	17
6 第1の7ないし9	17
7 第2の1	17
8 第2の2	19
9 第2の3	19
10 第2の4	20
11 第3の1	20
12 第3の2	20
13 第3の3	21
14 第4	21

〔本文〕

原告(申立人)の令和7年11月20日付け意見書に対する被告(相手方)の意見は以下のとおりである。

第1 受購者が消費者であることは、原告が立証責任を負う

1 立法経緯等

原告が、受購者が消費者であることの立証責任を負うことは、消費者契約法の立法経緯及び立法担当者の解説に照らしても明らかである。

すなわち、立法経緯に照らせば、平成11年12月経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「消費者契約法(仮称)の立法に当たって」におい

2

68

て了承された国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法検討委員会「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」において（乙14）、証明責任については「当事者双方が、原則として自己に有利な法律効果の発生を定める法規の主要事実について証明責任を負うものとする」と指摘される（第3の「5 その他」(2)）。これによれば、消費者であるとして消費者契約法の適用を求める原告側が、その消費者性の立証責任を負う。

また、このことは立法担当者の解説において「当該個人が『消費者』として当該契約を締結したことについても、その立証責任は、民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人が負担することになる」とされていることから明らかである（消費者庁消費者制度課「逐条解説・消費者契約法（第5版）」11頁（商事法務、2023））。

なお、消費者契約法の第一人者である河上正二教授も、消費者であることの立証責任は原告が負うとする（乙15・河上正二「消費者契約」伊藤滋夫編『民事事件実務講座3 民法I 債権総論・契約』448頁～449頁（青林書院、2007））。同教授は第3次消費者委員会（平成25年9月～平成27年8月）及び第4次消費者委員会（平成27年9月～平成29年8月）（これらの消費者委員会では消費者契約法専門調査会が設置され平成28年消費者契約法改正に向けたとりまとめが行われたものである）の各委員長を務めたものであり、また他にも原告の副理事長という要職を務める者である（乙16）。

2 学説

学説も消費者性の立証責任は原告が負うとするのが一般である。

例えば、加藤新太郎「請座実質的要件事実論の基礎第8回消費者契約法の要件事実」（月刊司法士379号49～50頁）、升田純「要件事実の

基礎と実践」294～297頁（金融財政事情研究会、平成15年）（乙17）、執行秀幸「信用保証委託契約にもとづく遅延損害金の約定と消費者契約法」（私法判例リマックス31の34頁～37頁、乙18）等である。

この点、原告が引用する文献においても、消費者の立証責任は原告側が負うと解するのが「一般的」と記しており、上記学説が一般的であることはほぼ争いがない。原告が主張する見解は「一般的」ではない見解として紹介されているに留まる（甲14・後藤巻則ほか『条解消費者三法（第3版）』28頁（後藤）（弘文堂、2025年））。

3 実質的な比較考量

(1) 実質的に考えても、少なくとも特定適格消費者団体が原告である本件においては、受講者が消費者であることの立証責任は原告が負うと解すべきであり、別異に解釈しなければならない実質的な理由がない。なぜならば、特定適格消費者団体は、その専門性・組織的な情報収集能力・機動力の点において、一事業者（法人のみならず、事業目的を有する個人も含む）とは比べ物にならないほどの強力な権限と高い専門性を有しており、一個人消費者とは全く異なるからである。

(2) 特定適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」（消費者契約法2条4項、同13条1項）のうち、特に被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体として、消費者裁判手続特例法71条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者である（特例法2条10号）。そして特例法は、特定適格消費者団体に対し、共通義務確認の訴え（同法3条）や保全開示命令の申立て（同法9条）などの被害回復関係業務を行い得る強力な権限を付与して

いる（同法71条1項）。

特定適格消費者団体にこれらの強力な権限が付与されている理由は、当該団体において、被害回復関係業務（特例法71条2項1号ないし3号）を行うための適格性を有することが、仕組み上担保されているからである。すなわち特定適格消費者団体は、内閣総理大臣による厳格な特定認定を受け（同法71条1項）、被害回復関係業務を適切に実施する責務を負い（同法81条1項）、いやしくも不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならず（同条2項）、さらに内閣総理大臣による監督（同法91条以下）を受ける仕組みとなっている。

そして特定認定のための要件には、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること（同法71条4項1号）、被害回復関係業務の実施に係る組織、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の被害回復関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること（同2号）、理事会の設置等（同3号イ）、理事のうち1人以上が弁護士であること（同3号ロ）、共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において専門委員がその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること（同4号）、被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理の基礎を有すること（同5号）等が含まれており、専門的知識・経験に基づき権限を行使できるだけの体制が設けられていることが仕組み上担保

されている。

このように特定適格消費者団体は、その制度上、被害回復関係業務を行うにあたり必要とされる知識経験を備えた専門性に優れ、かつ組織的な情報収集能力・機動力においても高い能力と権限を有していることが担保されている。本件においても、原告は多数の相談事例や過去の判決資料を収集・分析しており、対象となる「受講者」が特例法上の「消費者」に該当するか否かを確認し、立証するに足る十分な基礎を有していると言える。逆に言えば、特定適格消費者団体である原告において、受講者が「消費者」に該当するか否かを判断できず、または立証するに足る能力がないのであれば、特定適格消費者団体としての資格がないというべきである。

(3) したがって、本件においては、民事訴訟法の原則に則り、自らに有利な法律（特例法及び消費者契約法）の適用を主張する原告が、その要件である「消費者性」の立証責任を果たすべきである。強力な権限と組織力を有する特定適格消費者団体が原告である以上、少なくとも「個人が立証責任を負うのは酷である」となどという事情は認められず、立証責任を被告に転換させるべき実質的な合理的理由は存在しない。

4 まとめ

以上のとおり、受講者が消費者であることの立証責任は原告が負わなければならない。

第2 「事業のために」の解釈について

この点、原告は「事業のために」と解されるためには、社会通念上、事業と観念されることが要求されているかのごとく主張するが、その意味するところが不明である。仮に「一定の目的をもってなされる同種の行為の

「反復継続的遂行」以上の要件充足（例えば、営利性や事業規模等）を求める趣旨であれば、少なくとも当該主張は立法担当者の説明と明らかに矛盾する。

すなわち、消費者契約法2条かっこ書きにおける「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」を指すものであり、そこに営利性の要素は必要とされておらず、営利を目的としているか否か、あるいは公益・非公益の別も問わない。そして「ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、最初の行為であっても事業として行われたものと解される」のであり、そこでは「事業規模や形態のいかんは問わない」とされ、一回も事業を遂行していない場合であっても、反復継続する意図があれば「事業のために」行われたと言えるのである（消費者庁消費者制度課編『逐条解説消費者契約法（第5版）』9頁以下（商事法務、2023年））。

この点、原告は「事業」性を認めるためには、社会通念上、事業と観念できる必要があるかのように論じるが、その内実是不明であり、また、かかる論法はトートロジーであり論理的に破綻している。

第3 受講者が労働者ではありえないことについて

1 マネジメント契約の内容は労働契約ではありえない

- (1) 原告は、受講者と訴外エーライツとの間のマネジメント契約（甲7）が労働契約であると主張するが、理由がない。マネジメント契約書の内容に照らせば明らかである。すなわち①契約書のタイトルは「マネジメント契約書」と定められており、雇用契約又は労働契約等ではないこと、②頭書にも記載されているとおり、乙（個人）のタレントとしての営業活動、契約条件交渉、契約締結、広告・宣伝、パブリシティ・ライツマネジメント等の活動全般に関するマネジメント業務の委

託契約であり、乙（個人）が対外的な契約主体となる事業主であることが明記されていること、③第4条2項の定めに関わらず、エーライツからの仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否は自由であること、④エーライツの命令、依頼等により通常予定されている業務以外の業務に従事することもないこと、⑤報酬の額、計算方法及び支払形態は、エーライツの従業員に対する賃金支払とは異なること、⑥給与所得としての源泉徴収の有無、雇用保険、厚生年金、健康保険の保険料徴収もないこと、⑦独自の商号（芸名）の使用が認められていること、⑧他社の業務（タレント業務を除く。）に従事することは自由であること、⑨報酬には生活保障的要素が一切認められないこと、⑩エーライツにおいて、所属タレントを自らの労働者と認識していると推認される事情も一切認められないこと、⑪所属タレントにおいても、エーライツの従業員になったなどと認識しているものは皆無であること等であるから、労働契約でないことは明らかである。

この点原告は差止請求訴訟においても同様にマネジメント契約が労働契約であるなどと主張していたが、判決でも同契約が労働契約である旨の主張は採用されていない。

- (2) また受講者らは、「自己の危険と計算」で芸能活動に従事している。すなわちマネジメント契約によれば、同契約に基づく受講者の芸能活動、エーライツによる芸能活動の利用及び第三者に対する利用許諾等によって発生する一切の対価は、別段の書面による合意がない限り、すべて同社に帰属すると定められる一方で（6条1項【芸能活動による対価の帰属】参照）、エーライツから受講者に対しては芸能活動の対価のうち60%が支払われると定められる（7条1項【報酬の支払い】参照）。かかる報酬条項の意味するところは受講者が自らの芸能活動において売り上げを上げれば上げるほど上限なく報酬を享受することで

き、他方で売り上げが金く上がらなければ最低保障もなく報酬は皆無であるという厳然とした事実のみである。

かかる報酬条項の定めに関わらず、芸能活動に従事にあたり、リスクとリターンがいずれも受講者に帰属することは明らかであり、自己の危険と計算において独立して芸能活動をしていることは明白である。労働契約においては受講者の芸能活動による売り上げが上がらなくても最低限の給料は保障される一方、仮に売り上げが上がっても（歩合給が有り得たとしても本件のように）上限なく利益を享受することができないが、マネジメント契約はこれと全く性質を異にする。受講者を労働者と同視することなどおよそ出来ないことは言うまでもない。

2 裁判例に照らしても消費者契約法の適用はない

この点、東京地判平成30年3月8日LLI/DB判例秘書L07331461（乙19）は、個人が芸能プロダクションを運営していることを表明している事業者との間において、専属演技家契約（個人が演技家として活動するために事業者が広告、出演交渉等の活動をする義務を負う契約、以下「本件プロモーション契約」という。）を締結したことについて、個人側は本件プロモーション契約に消費者契約法の適用があると主張したが、裁判所は、「本件プロモーション契約は…（略）…原告が反復継続して行われる演技家としての活動という事業のために締結されたものであるから、その限りでは、原告を消費者ということはできない。」と判示した。

上記マネジメント契約も上記裁判例と同様に、受講者が、芸能プロダクションであるエーライツとの間において、受講者のタレント（アーティストの意味を含む。以下同じ）としての営業活動、契約条件交渉、契約締結、広告・宣伝、パブリシティ・ライツマネジメント等の活動全般に関してマネジメント業務を委託するものであるから、受講者が反復継続して行われ

るタレントとしての活動と言う事業のために締結されたものであって、同契約を労働契約と解することもできなければ、受講者を消費者と解することもできないことは明らかである。

3 小括

原告の論法は、マネジメント契約は労働契約であるという誤った事実を前提として、労働者である受講者の行為は事業ではない、などと主張するものであるが、その前提自体に誤りがある以上、原告の主張は失当である。

原告は、被告が主張する受講者の芸能活動の実態に接し、その事業者性を否定できなくなったことから、受講者は芸能プロダクションの労働者であるなどと苦し紛れに主張するに至ったものであるが、明らかな誤りというはかない。

第4 消費者性は「情報・交渉力の格差」の有無ではなく、事業性の有無により判断される

- 1 消費者契約法又は特例法の「消費者」は、事業性の有無により判断される。個々の当事者ごとに具体的に取引経緯・知識や交渉力の有無程度を細かく吟味して解釈することは予定されていない。原告は、「情報・交渉力の格差」の有無により消費者該当性を判断するとするが、それを根拠づける条文の文言は存せず、独自の解釈に過ぎない。

- 2 ある契約の締結に際し情報・交渉力の格差があったことのみでは、民法の信義則の問題になることはあれ、消費者契約法の適用対象とはならない。かかる情報・交渉力の格差が「事業性」という形で問題となった場合に初めて消費者契約法の介入契機となる。従って、情報・交渉力の格差は、消費者契約法においては全て「事業性」の有無という判断に収斂される。「事業性」の有無とは別に、情報・交渉力の格差を個別具体的に

に問うことにより、「消費者」とされる範囲を拡張又は縮小解釈することは予定されていない。そのため、個人であっても、事業に関連した行為を行う以上は消費者契約法の適用を受けないから、たとえそれにより情報・交渉力の格差による問題が生じたとしても、それは自ら事業者として克服しなければならない（大村敦志『消費者法』24頁以下（有斐閣、第3版、2007年）等）。

- 3 この点、東京地判令和元年12月26日LEX/DB文獻番号25564939（乙20）において、不動産サブリース取引のオーナーである原告が、サブリース業者である被告とは対等な情報力や交渉力を有しないとして事業者性が争われたことに対し、「原告は、原告と被告との情報力や交渉力の格差の存在を指摘するが、被告との対比をもって消費者該当性を判断するのは相当ではなく、上記説示に係る事情を踏まえた認定を左右しない。」と裁判所が判断するところであり、受講者と被告との間の情報力や交渉力の格差等という曖昧な価値判断を条文解釈に反映させることは出来ない。名古屋地判令和元年7月2日LLI/DB判例秘書L07450745（乙21）も、原告らが交渉力の差異を理由として消費者にあたることを主張したことに対し「原告らは、被告が提案したサブリース取引をそのまま受け入れて契約の締結に至ったにすぎず、最大手サブリース業者の1つである被告と対等な情報力や交渉力を有する者ではないから、対等な1つの事業主体として扱うことが相当でないなどとも主張するが、上記の認定（原告らが消費者ではないという認定＝被告代理人注）を左右するものではない」とするところである。
- 4 なお実質的に見ても、被告とエーライツとは、直接ないし間接的な資本関係のない全くの別会社である。本件学校の運営に、エーライツは一切関与していない。また、本件学校を受講することが、エーライツとの間でマネジメント契約を締結するための条件ともなっていない。実際、

エーライツ所属タレントの中で、被告スクールに入学しているのは、全体数の半分未満とのことである（甲5・森川証人調書7頁）。この点からも、被告と受講者の間で何らかの交渉力等に差異が生じるとは言えない。

第5 本件訴えは支配性の要件を欠く

- 1 共通義務確認訴訟においては、「事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である」と認められる場合には、訴えは認められない（消費者裁判手続特例法3条4項）。
- この支配性の要件は、個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要するか否かで判断される（裁判例6・3・12民集78巻1号1頁）、本件ではこの支配性の要件が認められないから、本件訴えは却下されなければならない。
- 2 個々の受講者が消費者であるか否かは、当該受講者の受講契約締結時点における知識、経験、活動履歴、受講契約の締結目的・動機、受講契約後の活動履歴、芸能活動の反復継続性等が多岐にわたって問題とされるので、個々の受講者のケースに応じて、人証による証拠調べを通じて個別具体的に立証しなければならない。なお、受講契約締結前の活動状況を調査するためには、すでに相当費のことであるため、個々の受講者の記憶を頼りに、関係するプロダクション、劇場等に対する弁護士会照会や送付嘱託も必要になることが容易に見込まれる。
- 3 特に、「事業のために」という要件の解釈にあたっては、客観的な評価のみならず、受講者の内心の意図・動機にわたって立証することが必要

不可欠であるから尚更である。

加えて、原告のように「事業のために」という要件の該否を判断するにあたって、社会通念上事業と評価し得るか否かという観点も加味するのであれば、それも加味した立証活動が不可欠である。さらに言えば、「事業」性を判断するにあたり、原告は「情報・交渉力の格差」を問題にするのであるから、いよいよ受講者の情報・交渉力を個別具体的に立証しなければならないことになる。

- 4 消費者契約法における消費者性の該否が問題となった過去の裁判例においても、当該個人において当該契約が「事業のために」締結されたと言えるかどうかをめぐる、当該個人の属性、契約の目的、行為の反復継続性等の事情を個別具体的に勘案して決している。

例えば、同じく不動産収益を得るために契約を締結したとみられる事例であっても、一個人が不動産収益を得るためにアパート賃貸を行う計画の一環として建物建築請負契約を締結した事例においては消費者性が否定されている（東京地判平28・11・9判例秘書L07132567）、公務員（高校教諭）が投資用マンションとして2物件を購入した事例では、公務員は副業が禁止されていること、投資用マンション購入は将来の年金の補完（年金的機能）や生命保険的機能としての資産運用を目的としていること、マンション2物件の購入のみであることを認定して、消費者性が肯定されている（東京地判平31・1・31判例秘書L07432500）。

また個人が一定の業務のために契約を締結したとみられる事例であっても、ネットショップにて商品を販売する事業を営むことを目的としてネットショップ用サイト制作の契約を締結した場合（東京高判平29・11・29金法事情2108・60）、探偵業で未だ開業準備中であつた者が開業支援のための契約を締結した場合（東京地判平25・1・

15LEX/DB25510170）、看護師として病院に勤務する傍ら友人と音楽活動をしていた個人が演奏家としての活動のためにプロモーション契約を締結した場合（東京地判平30・3・8判例秘書L07331461）にはいずれも消費者性が否定されているが、その一方で個人がネットオークションを利用して7か月間に70件程度の出品及び落札を行っていた場合であっても、あくまで自己使用後のソファをリサイクル目的で出品した場合には転売目的はなく、消費者性が肯定されている（東京地判平26・3・6ウエストロー2014WLJPCA03068003）。

このように消費者に該当するか否かは、当該個人の属性、契約の目的、行為の反復継続性（実際に反復継続されている必要はないが、反復継続して行う目的があったかどうか）等によって個別具体的に判断されるべきものである。

- 5 なお、原告は、受講者はエーライツとの間のマネジメント契約上、同社以外の第三者からの仕事を受けることを禁じられているから、当該受講者が「事業」を行ったかどうかの資料提供は同社から資料の提供を受けて立証することは容易であるかのごとく主張するが、誤りである。なぜならば、受講者の消費者性の有無を判断する時期は受講契約締結時点である以上、受講契約締結後のみならず、受講契約締結前の活動状況等が立証課題として重要であり、それらは同社においても網羅的には把握していない情報と解されるからである。
- 6 これらの点に照らせば、本件訴えは支配性の要件を欠くことは明らかというべきである。

第6 原告の令和7年11月20日付け意見書に対する認否

1 第1の1

争う。

2 第1の2

第1段落は一般論であり認否の限りでない。第2段落は争う。

原告は、「本件受講者も、ある期間継続する意図をもって行ったのであれば、1回でも芸能の活動を行った者は事業者であるし、その活動が無料又は低額の報酬によるエキストラであっても事業者であることに変わりはない」旨の被告の主張を「失当」とであると主張するが、上記被告の主張は消費者契約法の立法担当省の解説を踏まえたものであるし（消費者庁消費者制度課「逐条解説・消費者契約法（第5版）」10頁（商事法務、2023））、また過去の裁判例とも同趣旨である（探偵業で未だ開業準備中であった者が締結した契約につき事業者性を肯定した東京地判平25・1・15 LEX/DB25510170など）。

原告の主張は、立法担当省の解説や過去の裁判例に反する独自のものである。

2 第1の3

否認ないし争う。受講者が消費者であることの立証責任は原告にある。また、原告は「被告はグループ会社であるエーライツから当該対象消費者が「事業」を行ったかどうかの資料の提供を受けて立証することが容易である」などと主張するが、そもそも被告とエーライツは資本関係も役員の兼任関係もなくグループ会社ではない。原告の思い込みによる事実誤認である。また受講者の消費者性を判断する時期は受講契約締結時点であるから、もっぱら受講契約締結後の活動履歴のみにより消費者性を判断することができるのかとき原告の主張が誤りであることも前記のとおりである。

15

81

（岩波書店、第7版、2018年）に基づく解釈を述べたものに過ぎないから、原告が主張する「曲解したこじつけの理屈」という批判は全く当たらない。

5 第1の6

否認ないし争う。被害回復関係業務について専門的知見及び経験を有する特定連絡消費者団体が提起した共通義務確認訴訟の訴状別紙対象消費者目録において、一般的かつ慣行として記載した目録の記載方法に反して、あえて「者」という記載をした以上、原告において対象消費者目録記載の者に相当多数の事業者が含まれることを認識していたことは明らかである。なお、一般的な用語例に従えば、「者」と「消費者」が同義であると解することはできない。

6 第1の7ないし9

争う。

対象消費者目録を「消費者」に限定したことにより、本訴においては個々の受講者が消費者に当たるか否かが前提問題となるところ、個々の受講者が消費者であるか否かは、当該受講者の受講契約締結時点における知識、経験、活動履歴、受講契約の締結目的・動機、受講契約後の活動履歴・芸能活動の反復継続性等につき人証による証拠調べを通じて個別具体的に立証しなければならないから、本件訴えは支配性の要件を欠くことが明らかである。

7 第2の1

(1) 柱書は否認ないし争う。当事者間の情報・交渉力の格差の有無は消費者性の判断にあたり考慮されるべきでない。原告の主張は条文に記

17

83

る。

3 第1の4

(1) (1)は否認ないし争う。原告は、5名の活動が「事業」を行っていたとする点について争うものの、その理由は何ら具体的に主張されていない。被告は、5名の存在をもって「相当多数」の事業者が含まれていると主張しているのではなく、相当多数の事業者の一例として5名の例を挙げているにすぎず、原告の反論は誤解に基づく。

なお、対象消費者目録記載の者に1人でも事業者が含まれるのであれば、本件訴えは却下を免れない。そのためには5名の例示であっても必要十分であることに留意されなければならない。

なお上記5名の中には、入学前に芸能プロダクションに所属していた者（ただし労働者ではない）もいれば、そうでない者もいる。なお、当該芸能プロダクションとの契約内容も千差万別であり、一律に論じることできない。

(2) (2)は争う。

被告は、エーライツが運営する芸能プロダクションに所属し、芸能活動を行っていることや本件スクールの実績のみならず、受講契約締結前に芸能活動を行っている者がいること等をもって、受講者の消費者性を否定するものであるから、原告の主張は誤りである。

(3) (3)は認否の限りではない。

4 第1の5

否認ないし争う。差止請求訴訟判決が、受講者全員が消費者であると判断したものではない以上、同判決は受講者の一部に事業者が含まれると判断したものと同義である。また、判決の言う「大半」について被告は広辞苑

16

82

載されていない要件を加重して主張することにより、「消費者」概念を不当に拡大することを意図する独自の主張に過ぎない。

(2) 同(1)は否認ないし争う。

まず、原告はPIO-NET情報に基づき断々主張するものの、そもそも同情報の信用性は担保されていない。もとよりPIO-NET情報は、本件スクールに何らかの不満をもつ者から提供された情報であって偏りがあること、同情報提供者の数は受講者数全体に比較すれば極めて少数であることから（甲9によれば2014年4月1日から2018年4月30日までの約4年間に於ける該当事例が59件とのことであるが、被告の年間入学受講者数は2000人であるから、約8000人のうち59件という約0.7%前後の割合である）、これをもって本件スクール全体を論ずることができるはずがない。なお消費者性の有無は受講契約締結時点において判断されるべきであり、被告が本件スクール受講開始後の芸能活動について論じている点でも誤りがある。

次に原告は、「業務」としての客観的な実態がなく事業と評価できないと主張するところ、原告はいかなる状態をもって「業務」としての客観的な実態があるとするのかという基準を明示できておらず、主張の趣旨が不明である。

(3) 同(2)は否認ないし争う。当事者間の情報・交渉力の格差の有無は消費者性の判断にあたり考慮されるべきでないことは前記のとおりである。

(4) 同(3)は否認ないし争う。既に認否したとおりである。

(5) 同(4)は争う。

18

84

8 第2の2

(1) 同(1)は一般論であり認否の限りでない。

(2) 同(2)のうち資格商法に関する一般論は認否の限りでなく、その余は否認ないし争う。原告が引用する『逐条解説消費者契約法(第5版)』19頁の整理は、資格商法に関するものであるが、被告が行うのは資格商法ではない(ここでいう「資格商法」とは、「受講するだけで資格が取れる」などと言って、公的資格や民間資格を取得するための講座を受けるよう、強引に勧誘する商法とされる。なお上記整理の表には「あくまでも抽象的に試みた仕分けであり、最終的には個々の具体例に即し、司法の場において判断されるものである」との注記もある。同逐条解説19頁)。

それをおいても、現に芸能プロダクションとの間でマネジメント契約を締結して(たとえエキストラであっても)芸能活動を開始している者と、将来弁護士になろうとして弁護士資格に関する講座を受講しようとする者とは全く事案が異なる。

(3) 同(3)は否認ないし争う。マネジメント契約は労働契約には当たらない。

9 第2の3

否認ないし争う。甲10の1~3及び11のあっせん手続において、消費者性が争われなかったか否かは証拠上不明である。また仮にそうであったとしても和解的解決を目指すADR等において消費者性が争われなかったからといって、単に互譲に基づくものに過ぎないから、受講者の消費者性が認められる理由にならないことは明らかである。

19

85

10 第2の4

争う。

11 第3の1

否認ないし争う。

自主返金に関して消費生活センターに相談が寄せられているとの具体的な証拠は提示されていない。また仮にそうであっても、被告が適切に自主的返金を行っても一方的に不満を持つ者が消費生活センターに苦情を申し立てることはあり得るのだから、原告の反論は失当である。なお、本件スクールへの入学者数は年間約2000人と多数であるため、そのうち僅かな割合であっても実数が多くあるように解されやすいが、PIONEER上の相談事例の数値が全体のうちごく僅かな割合であることは前記のとおりである。

なお被告が自主的に行う返金の方針は、受講者の属性(消費者であるか事業者であるか等)を問わず返金を行うとするものであり、差止請求訴訟の判決の内容以上に受講者に手厚い内容であって、これを不誠実と批判される理由はない。

12 第3の2

否認ないし争う。

原告は被告の対応に矛盾があるかのように主張するが失当である。被告は法的に返金義務を負う対象者は消費者のみであると考えている一方で、自主的な返金方針としては受講者の属性(消費者であるか事業者であるか等)を問わず返金を行うこととしているのであるから、何ら矛盾はない。

20

86

13 第3の3

否認ないし争う。

原告は差止判決確定から約1年半も後になって本申立てに及んでおり、かかる緩慢な申立手続に鑑みれば、本件において真に「保全の必要性」を肯定する事情があるとは認められない。この点原告は、被告の不誠実な姿勢をみて文書を破棄するおそれがあったと判断し、本申立てに及んだなどと弁解するが、それでも令和6年5月2日付け回答書(甲6の2)を受領してから本申立てまで1年3か月以上の期間が開いていることにより変わりはなく、反論になっていない。

14 第4

争う。

以上

21

87

これは謄本である。

令和6年6月18日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 梅 純 史

